

令和 2 年 第 1 回 中 泊 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (3月4日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
出席説明員	3
職務のため出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
日程第 4 報告第 1 号ないし日程第 3 3 議案第 2 9 号	5
・ 報告第 1 号 専決処分した事項の報告 (青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について)	
・ 議案第 1 号 令和 2 年度中泊町一般会計予算について	
・ 議案第 2 号 令和 2 年度中泊町国民健康保険特別会計予算について	
・ 議案第 3 号 令和 2 年度中泊町介護保険事業特別会計予算について	
・ 議案第 4 号 令和 2 年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について	
・ 議案第 5 号 令和 2 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について	
・ 議案第 6 号 令和 2 年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について	
・ 議案第 7 号 令和 2 年度中泊町水道事業特別会計予算について	
・ 議案第 8 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
・ 議案第 9 号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	
・ 議案第 1 0 号 中泊町子育て支援金条例の全部改正について	
・ 議案第 1 1 号 中泊町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について	
・ 議案第 1 2 号 中泊町営住宅条例の一部改正について	

・議案第13号	令和元年度中泊町一般会計補正予算第6号について	
・議案第14号	令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号について	
・議案第15号	令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号について	
・議案第16号	令和元年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について	
・議案第17号	令和元年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号について	
・議案第18号	令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について	
・議案第19号	中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定について	
・議案第20号	中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定について	
・議案第21号	中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について	
・議案第22号	中泊町すくすくこども館に係る指定管理者の指定について	
・議案第23号	中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について	
・議案第24号	中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
・議案第25号	中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
・議案第26号	中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
・議案第27号	中泊町教育委員会教育長の任命について	
・議案第28号	中泊町教育委員会委員の任命について	
・議案第29号	中泊町新町建設計画の変更について	
日程第34	予算特別委員会の設置	1 1
日程第35	陳情第9号	1 2
・陳情第9号	日米地位協定の抜本改定を求める陳情	
散会の宣告		1 2

議事日程	1 5
出席議員	1 5
欠席議員	1 5
出席説明員	1 5
職務のため出席した事務局職員	1 6
開議の宣告	1 6
日程第1 一般質問	1 6
5番 塚本悦子議員	1 6
2番 今 博子議員	2 1
3番 成田直人議員	2 7
6番 荒関富雄議員	3 1
散会の宣告	3 8

第 3 号 (3月12日)

議事日程	3 9
出席議員	4 0
欠席議員	4 1
出席説明員	4 1
職務のため出席した事務局職員	4 1
開議の宣告	4 2
日程第1 議案第1号ないし日程第7 議案第7号	4 2
・議案第 1号 令和2年度中泊町一般会計予算について	
・議案第 2号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計予算について	
・議案第 3号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計予算について	
・議案第 4号 令和2年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について	
・議案第 5号 令和2年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について	
・議案第 6号 令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について	
・議案第 7号 令和2年度中泊町水道事業特別会計予算について	
日程第8 議案第8号	5 4
・議案第 8号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	

日程第 9	議案第 9 号	5 5
	・議案第 9 号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	
日程第 1 0	議案第 1 0 号	5 6
	・議案第 1 0 号 中泊町子育て支援金条例の全部改正について	
日程第 1 1	議案第 1 1 号	5 9
	・議案第 1 1 号 中泊町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について	
日程第 1 2	議案第 1 2 号	6 1
	・議案第 1 2 号 中泊町営住宅条例の一部改正について	
日程第 1 3	議案第 1 3 号	6 2
	・議案第 1 3 号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第 6 号について	
日程第 1 4	議案第 1 4 号	7 1
	・議案第 1 4 号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について	
日程第 1 5	議案第 1 5 号	7 4
	・議案第 1 5 号 令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号について	
日程第 1 6	議案第 1 6 号	7 6
	・議案第 1 6 号 令和元年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について	
日程第 1 7	議案第 1 7 号	7 7
	・議案第 1 7 号 令和元年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について	
日程第 1 8	議案第 1 8 号	7 8
	・議案第 1 8 号 令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について	
日程第 1 9	議案第 1 9 号	8 0
	・議案第 1 9 号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定について	
日程第 2 0	議案第 2 0 号	8 1
	・議案第 2 0 号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定について	

日程第 2 1 議案第 2 1 号ないし日程第 2 3 議案第 2 3 号	8 2
・議案第 2 1 号 中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について	
て	
・議案第 2 2 号 中泊町すくすくこども館に係る指定管理者の指定について	
・議案第 2 3 号 中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について	
て	
日程の追加	8 5
町長追加提案理由の説明	8 5
追加日程第 1 議案第 3 0 号	8 5
・議案第 3 0 号 中泊町折腰内交流施設に係る指定管理者の指定について	
日程第 2 4 議案第 2 4 号ないし日程第 2 6 議案第 2 6 号	8 7
・議案第 2 4 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
・議案第 2 5 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
・議案第 2 6 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
日程第 2 7 議案第 2 7 号	8 9
・議案第 2 7 号 中泊町教育委員会教育長の任命について	
日程第 2 8 議案第 2 8 号	9 0
・議案第 2 8 号 中泊町教育委員会委員の任命について	
日程第 2 9 議案第 2 9 号	9 1
・議案第 2 9 号 中泊町新町建設計画の変更について	
日程第 3 0 発議第 1 号	9 5
・発議第 1 号 中泊町議会広報発行に関する規程の制定について	
日程第 3 1 発議第 2 号	9 5
・発議第 2 号 議員派遣について	
日程第 3 2 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について	9 6
閉会の宣告	9 6
署 名	9 9

第1回中泊町議会定例会

令和 2年 3月 4日（水曜日）

○議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第 1号 専決処分した事項の報告
(青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共
団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合
規約の変更について)
- 5 議案第 1号 令和2年度中泊町一般会計予算について
- 6 議案第 2号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計予算につ
いて
- 7 議案第 3号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計予算につ
いて
- 8 議案第 4号 令和2年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算
について
- 9 議案第 5号 令和2年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算
について
- 10 議案第 6号 令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算に
ついて
- 11 議案第 7号 令和2年度中泊町水道事業特別会計予算について
- 12 議案第 8号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について
- 13 議案第 9号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改
正について
- 14 議案第10号 中泊町子育て支援金条例の全部改正について
- 15 議案第11号 中泊町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の全部改正について
- 16 議案第12号 中泊町営住宅条例の一部改正について
- 17 議案第13号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第6号につい

- て
- 1 8 議案第 1 4 号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算
第 4 号について
- 1 9 議案第 1 5 号 令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算
第 3 号について
- 2 0 議案第 1 6 号 令和元年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正
予算第 1 号について
- 2 1 議案第 1 7 号 令和元年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正
予算第 1 号について
- 2 2 議案第 1 8 号 令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予
算第 2 号について
- 2 3 議案第 1 9 号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の
指定について
- 2 4 議案第 2 0 号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定
について
- 2 5 議案第 2 1 号 中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者
の指定について
- 2 6 議案第 2 2 号 中泊町すくすくこども館に係る指定管理者の指
定について
- 2 7 議案第 2 3 号 中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者
の指定について
- 2 8 議案第 2 4 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任につい
て
- 2 9 議案第 2 5 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任につい
て
- 3 0 議案第 2 6 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任につい
て
- 3 1 議案第 2 7 号 中泊町教育委員会教育長の任命について
- 3 2 議案第 2 8 号 中泊町教育委員会委員の任命について
- 3 3 議案第 2 9 号 中泊町新町建設計画の変更について
- 3 4 予算特別委員会の設置
- 3 5 陳情第 9 号 日米地位協定の抜本改定を求める陳情
(令和元年) (総務文教常任委員長報告)

○出席議員（13名）

1番	田中	洋	君	2番	今博	子	君
3番	成田	直人	君	4番	秋元	隆	君
5番	塚本	悦子	君	6番	荒関	富雄	君
7番	秋田	博	君	8番	川山	光則	君
9番	青山	雅晴	君	10番	冲崎	勲	君
11番	野上	憲幸	君	12番	野上	祐一	君
13番	長利	司	君				

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	濱舘豊光	君
副町長	横野彰吾	君
教育長	米塚鈴子	君
代表監査委員	葛西昭文	君
総務課長	成田勝輝	君
財政課長	毛内康裕	君
総合戦略課長	葛西成芳	君
税務課長	太田光平	君
町民課長	山中哲哉	君
福祉課長	木元剛	君
環境整備課長	古川幹人	君
農政課長	竹谷覚	君
水産商工観光課長	越野進一	君
小泊支所長	加藤孝典	君
総務学務課長	藤田康久	君
社会教育課長	谷伊久弥	君
会計課長	下山貴子	君
上下水道課副参事	藤本雅久	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長

加藤 成子 君

総務 情報 課
行政 係

木村 将師 君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、令和2年第1回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長利 司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により2番、今博子議員、3番、成田直人議員を指名します。

◎会期の決定について

- 議長（長利 司君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から3月12日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は本日から3月12日までの9日間に決定しました。

◎日程第4 報告第1号ないし日程第33 議案第29号

- 議長（長利 司君） 日程第4、報告第1号 専決処分した事項の報告から日程第33、議案第29号 中泊町新町建設計画の変更についてまでを一括して上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。
濱舘町長。

（町長 濱舘豊光君登壇）

- 町長（濱舘豊光君） おはようございます。本日、令和2年第1回中泊町議会定例会が開会され、令和2年度当初予算をはじめ各般にわたる議案

についてご審議を願うにあたり、町政の運営に関する所信の一端を明らかにし、提出議案の概要についてご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご深いご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、令和2年度の予算編成にあたりましては、町税などの自主財源が少ない脆弱な財政構造の中においても、人口減少や地域経済の維持、地域産業の発展など様々な課題に正面から向き合い、長期総合計画の将来像である「豊かな自然とともに創る、暮らす、未来へつなぐ自立と協働のまち 中泊」の実現に向けて、地域資源を強化、活用しながら、地域経済の活性化、農業、漁業の生業でしっかりと生活できるような活力の創出につながる施策の推進、子ども・子育て支援や医療、教育、文化の充実、防災対策などの多岐にわたる施策に取り組み、町民一人ひとりが夢や希望を持ち、安心して、そして幸せに暮らせる町を目指して町政を推進して参りたいと存じております。

今定例会に提出をいたしました議案等は、当初予算や条例改正など合計30件であります。その概要を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず報告第1号は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてであります。組合を組織する団体の減少に伴い、規約の改正について専決処分をさせていただきましたので、これを報告するものであります。

議案第1号は、令和2年度中泊町一般会計予算についてであります。今回は、通常予算の考え方で編成し、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも78億3,300万円となりました。前年度当初予算に対して6億900万円、率にして8.4%の増となっております。

それでは、歳出事業の主なもの及び特徴的なものをご説明をさせていただきます。

民生費として、町内全ての防犯灯のLED化を実施するほか、子育て世代の負担軽減を目的に幼児教育の無償化を継続実施してまいります。

衛生費として、引き続き乳幼児から高校卒業までの医療費、インフルエンザ予防接種料の無料化に取り組んでまいります。

農林水産業費として、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業、企

業版ふるさと納税を活用した中泊メバ活プロジェクト事業、養殖推進プロジェクト事業においてマツカワガレイの養殖に継続的に取り組んでまいります。

土木費として、令和２年度で終了いたします公営住宅建設事業や橋梁長寿命化事業などのインフラ整備も引き続き実施してまいります。

教育費として、こども小・中学校の建設費を計上させていただいたほか、武田、薄市小学校の教育用パソコン更新のためのリース料を計上いたしております。また、企業版ふるさと納税を活用し、宮越家の整備についても取り組んでまいります。

歳入につきましては、町税及び地方交付税のほか、国庫支出金、県支出金及び町債など見込額を精査した上で計上し、財源調整のため財政調整基金繰入金を計上いたしております。

議案第２号は、令和２年度中泊町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、事業勘定で歳入歳出とも１億６千３５万７千円、診療施設勘定で歳入歳出とも１億４千１９万５千円となっております。

議案第３号は、令和２年度中泊町介護保険事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、１億４千７７万４千円となっております。

議案第４号は、令和２年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも４千１万２千円となっております。

議案第５号は、令和２年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも２千７万６千円となっております。

議案第６号は、令和２年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも２億９千３万２千円となっております。

議案第７号は、令和２年度中泊町水道事業特別会計予算についてであります。収益的収入及び支出予定額として、収入に３億５千７万５千円、支出に３億１千５万２千円を計上し、純利益４千２万６千円を見込んでおります。また、資本的支出予定額として２億３千６万８千円を計上いたしております。

なお、資本的支出予定額は過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第8号は、中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。学校運営協議会委員に対する報酬を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第9号は、中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、登録の資格要件の変更を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第10号は、中泊町子育て支援金条例の全部改正についてであります。子育て支援金の支給要件等を変更するため、条例の全部を改正するものであります。

議案第11号は、中泊町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正についてであります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の全部を改正するものであります。

議案第12号は、中泊町営住宅条例の一部改正についてであります。民法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号は、令和元年度中泊町一般会計補正予算第6号についてであります。補正額は、歳入歳出とも7,727万7,000円を減額し、補正後の総額を74億3,454万7,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰出金、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業負担金、大沢内地区に建設予定であった統合消防署建設に係る地方債の繰上償還金など所要額を計上いたしております。

また、既決予算額の精査などにより、橋梁長寿命化事業、新公営住宅建設事業、こども小・中学校建設事業などそれぞれ減額いたしております。

歳入については、歳出との関連において、国庫支出金、県支出金、町債などについて調整の上、計上したほか、町税、財産収入など収入見込額を精査した上で計上いたしております。

繰越明許費では、橋梁長寿命化事業について設定いたしております。

また、指定管理者制度による公の施設の管理運営業務、令和２年度で予定する経費のうち本年度において契約の締結を要するものについて債務負担行為を追加設定したほか、すくすくしたまえ館管理運営業務について変更いたしております。

なお、地方債につきましては、事業の確定に伴い、それぞれ変更、廃止いたしております。

議案第１４号は、令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第４号についてであります。事業勘定の補正額は、歳入歳出とも１，４５４万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１８億１，０６３万４，０００円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、保険給付費の出産育児一時金を減額し、直営診療施設勘定繰出金を追加しております。

歳入につきましては、歳出との関連において特別調整交付金及び一般会計繰入金等を追加いたしております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも３７７万５，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を１億４，４６６万９，０００円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、医業費の減額であります。

歳入につきましては、歳出との関連において、診療収入等を減額いたしております。

議案第１５号は、令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第３号についてであります。補正額は、歳入歳出とも４，０５０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を１７億５，９８２万５，０００円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、負担金として施設介護サービス給付費などを追加いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金及び一般会計繰入金等を計上いたしております。

議案第１６号は、令和元年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第１号についてであります。補正額は、歳入歳出とも３０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を３，９７１万９，０００円とするものであります。

補正する歳出は、処理施設管理業務委託料を減額いたしております。

歳入につきましては、前年度繰越金を追加し、一般会計繰入金を減額いたしております。また、令和２年度で予定する経費のうち、本年度において契約の締結を要するものについて債務負担行為を設定いたしております。

議案第１７号は、令和元年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第１号についてであります。補正額は、歳入歳出とも４０万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を２，６２４万１，０００円とするものであります。

補正する歳出は、処理施設管理業務委託料を減額いたしております。

歳入につきましては、国庫補助金及び前年度繰越金を追加し、一般会計繰入金を減額いたしております。また、令和２年度で予定する経費のうち、本年度において契約の締結を要するものについて債務負担行為を設定しております。

議案第１８号は、令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第２号についてであります。補正額は、歳入歳出とも２２８万２，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を２億６，４９１万８，０００円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い減額いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において一般会計繰入金を減額いたしております。

議案第１９号から第２３号は、中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定について、中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定について、中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について、中泊町すくすくこども館に係る指定管理者の指定について、中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定についてであります。

令和２年３月３１日をもって指定期間満了となる各施設につきまして、それぞれ４月１日からの指定管理者を指定するものであります。

議案第２４号から議案第２６号は、中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。現委員、阿部二郎氏、佐藤恭一氏、太田美友氏の任期が令和２年５月１６日をもって満了することに伴い、後任の委員を選任するに当たり議会の同意を求めるものでありま

す。

議案第 27 号は、中泊町教育委員会教育長の任命についてであります。現教育長、米塚鈴子氏の任期が令和 2 年 6 月 12 日をもって満了することに伴い、後任の教育長を任命するに当たり議会の同意を求めるものであります。

議案第 28 号は、中泊町教育委員会委員の任命についてであります。現委員、成田金春氏の任期が令和 2 年 5 月 17 日をもって満了となるため、後任の委員を任命するに当たり議会の同意を求めるものであります。

議案第 29 号は、中泊町新町建設計画の変更についてであります。東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、計画期間が 5 年間延長となることから、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条第 6 項の規定に基づき、新町建設計画の一部を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

以上で本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明といたしますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明を申し上げたいと存じます。何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎日程第 34 予算特別委員会の設置

○議長（長利 司君） 日程第 34、予算特別委員会の設置の件を議題にします。

お諮りします。議案第 1 号から議案第 7 号までの令和 2 年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算については、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号から議案第 7 号までの令和 2 年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算については、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決

定しました。

◎日程第35 陳情第9号

- 議長（長利 司君） 日程第35、陳情第9号 日米地位協定の抜本改定を
求める陳情を議題にします。

本件は、総務文教常任委員会に付託しておりますので、審査結果に
ついて総務文教常任委員長に報告を求めます。

川山委員長。

（総務文教常任委員長 川山光則君登壇）

- 総務文教常任委員長（川山光則君） 報告いたします。

令和元年第4回定例会におきまして当委員会に審議を付託されまし
た陳情第9号 日米地位協定の抜本改定を求める陳情について、2月
4日と18日に当委員会を開催し、審査した結果をご報告いたします。

これまでも外交問題について様々な陳情書がありましたが、安全保
障の関係など国の問題であり、係る陳情は全国知事会による提言趣旨
と異なるとの意見も出され、採決を行った結果、委員全員の一致をも
って不採択すべきものと決定いたしました。

以上で委員会報告を終わります。

- 議長（長利 司君） 委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

陳情第9号を採決します。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり不採択とすることにご異
議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号は委員長報告のとおり不採択とすることに
決定しました。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時24分

第1回中泊町議会定例会

令和 2年 3月 9日 (月曜日)

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員 (13名)

1番	田中	洋	君	2番	今	博	子	君
3番	成田	直人	君	4番	秋元	隆	君	
5番	塚本	悦子	君	6番	荒関	富雄	君	
7番	秋田	博	君	8番	川山	光則	君	
9番	青山	雅晴	君	10番	沖崎	勲	君	
11番	野上	憲幸	君	12番	野上	祐一	君	
13番	長利	司	君					

○欠席議員 (なし)

○出席説明員

町	長	濱	舘	豊	光	君		
副	町	長	横	野	彰	吾	君	
教	育	長	米	塚	鈴	子	君	
代	表	監	査	委	員			
葛	西	昭	文	君				
成	田	勝	輝	君				
財	政	課	長	毛	内	康	裕	君
葛	西	成	芳	君				
太	田	光	平	君				
山	中	哲	哉	君				
木	元		剛	君				
古	川	幹	人	君				
竹	谷		覚	君				
水	産	商	工	観	光	君		
課								
越	野	進	一	君				

小泊支所長
総務学務課長
社会教育課長
会計課長
上下水道課長

加藤孝典君
藤田康久君
谷伊久弥君
下山貴子君
阿部明君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長
総務課係
行政情報

加藤成子君
木村将師君

◎開議の宣告

○議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（長利 司君） 日程第1、一般質問を行います。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） おはようございます。議席5番、塚本悦子でございます。議長のお許しを頂き、一般質問させていただきます。

その前に一言だけ、現在新型コロナウイルスが日本でも猛威を振るっておりますが、中泊町では一人も感染者が出ないように、切に願っております。

それでは、通告に従い質問させていただきます。持続可能な開発目標、SDGsについてであります。持続可能な開発目標は、貧困問題をはじめ気候変動やエネルギーなど、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための国際目標であります。2015年からスタートし、2030年をゴールとし、17の目標と169のターゲットから成っています。

その17の目標を5つのPに分けております。その5つのPの1のPとして、ピープル、人間で、1番から6番です。また、2のPとして、プロスペリティー、豊かさ、7番から11番まで。3のPとして、プラネット、地球、これは12番から15番であります。4のPとして、平和、16番です。最後の5のPとして、パートナーシップ、17番であります。

せっかくこのように大々的に掲げておりますが、日本での認知度は27%と、まだ低いのが現状であります。しかしながら、最近産官学民連携して、2030年に向けてこのSDGsに取り組む動きがだんだん広がっております。人口減少や高齢化などに直面し、地域の持続可能性が課題となっている東北の自治体でも、解決のためSDGsを

意識した取組を始めているところがあります。実現には、自治体側にも意識や手法の転換が求められています。

中泊町では、3のPとして、プラネット、地球環境、12番から15番の目標は特に関係が深いと思います。すなわち12番のつくる責任つかう責任です。13番の気候変動に具体的な対策を、14番として海の豊かさを守ろう、15番として陸の豊かさも守ろう、これらは大地の恵みと海の幸を環境から守り、全ての住民が堂々と生きる町に、そして地方創生に役立つものと思われまます。

そこで、我が町ではこれらのことを踏まえ、SDGsをどのように捉え、また取り組もうとしているのかお考えをお聞かせ願います。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） おはようございます。塚本議員のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

SDGsでございます。今、塚本議員、荒関議員もSDGsのバッジをしておられるようでございますが、令和元年12月20日に閣議決定された国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策の方向性では、目標とする「新しい時代の流れを力にする」という中で、地方創生、SDGsの実現などの持続可能なまちづくりを掲げております。

町のほうでは、令和2年度から始まる第2次中泊町長期総合計画実施計画第2期の分におきまして、「大地の恵みと海の幸、心ひとつに希望のまち」をまちづくりの基本理念として掲げてございます。その実現に向けて、農林業の施策においては農地の集団化や効率的な生産技術の導入、高付加価値型農業の取組、森林の適正管理などの取組を進めてまいろうとしているところでございます。また、水産業の、海のほうの施策でございますが、水産資源の減少から守り育てる循環型漁業への転換を図り、新たな販路拡大を進め、漁業者の経営安定につながる取組を推進するとしてございます。これらの施策を進めることにより、農林業と水産業で暮らせるまちづくりを目指すものであります。

議員が当町と関係が深いとお考えの持続可能な開発目標 1 2 番から 1 5 番でございますが、生産、消費、気候変動、海や陸の豊かさを守るとなっております。この農林業と水産業の取組がまさに S D G s の理念に沿ったものだと考えてございます。

また、町がこれまで取り組んでまいりましたこれらの関連事業としては、環境省所管の補助事業として海岸漂着物等地域対策推進事業、または農林水産省所管の補助事業として農業次世代人材投資事業、中山間地域等直接支払交付金、中山間地農業ルネッサンス事業、環境保全型農業直接支払交付金なども、これらもいずれもまた S D G s の理念に沿った事業であるというふうに認識をしてございます。

このほかにも、地域で暮らしている高齢者など、買物弱者の生活を守る一つとして、県の青森県型地域共生社会の実現に向けて見守りを兼ねた買物代行や移動販売を実施してございますが、この取組は今申し上げました青森県型地域共生社会の実現に向けた取組であり、これもまた S D G s に掲げる目標と目指すところは同じであるというふうに考えてございます。

今申し上げましたことから、今後町として S D G s の理念を十分理解をさせていただき、町の最上位計画である長期総合計画や実施計画 2 期を推し進めていくことが持続可能な開発目標のゴールにつながるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

塚本議員。

○5 番（塚本悦子君） ただいま町長さんのご答弁ありがとうございました。なぜ S D G s は地域の活性化に必要なかを考えるに当たって、中泊町に関係深い暮らしを守る、森、里、川、海があります。それは、まず安全、安心、清く豊かな水であります。そして、清浄な空気、土壤の保全、そして安全でおいしい食料、そしてバイオマス、地域特産品、災害防止、レクリエーションであります。

町長さんは、ただいまおっしゃいました。町では、将来を目指す町の姿として、「大地の恵みと海の幸、心ひとつに希望のまち」と、この基本目標 5 つ立派に掲げています。しかしながら、S D G s は漠然とはしているけれども、まだまだ浸透していないと思うのです。その

ためには、町当局から旗揚げして、地方創生SDGs推進室など設置して、二、三人の職員を充て、本格的に町民を巻き込んで、どこの自治体よりも早く取り組んでいただきたいというのが私の思いであります。まずは、課長さんたちに私がつけているこの17色のバッジをつけていただき、意識を高く持ち、身近な環境問題からとか、取り組んでいただきたいと思うのです。

町長さんはメバルの帽子をかぶって、メバルを全国的にPRをしていますが、メバルはほかのところからも取れますが、中泊町のメバルは特別違うのだと、海の環境を意識したSDGsからのメバルなのだからと、そういうふうにしめることが大事かなと思うのです。

また、ピュアには平成30年には15万人以上入店しているようです。最盛期には、開店10分、15分から、他市町村からずっと並んでいます。私もそれを見て、本当にすごいなと思いました。それはなぜか。新鮮で安いという、そういうPRができたのです。今度は、SDGsを意識した、畑の土が良いということがPRできるなら、これまでよりも高い価格でも、多少ふぞろいでも売れる、収入増につながると私は思うのです。

そしてまた、教育側からですが、よそでは大学、会社で取り組んでいるようですけれども、中泊町でも小中学生にこの勉強をさせてはいかがでしょうか。新学習指導要領に盛り込まれたSDGsを子供たちにどのように教え、課題解決、学習にどうつなげるか。A新聞社は、先生方向けに勉強会を開く予定であります。子供たちに楽しく、この17色のバッジから、身近な環境問題から教育していただければと思うのです。漫画のドラえもんが「このバッジ何」とか、いろんな漫画が出ています。食べ物を無駄にしない、プラスチックごみなどなど、地球環境に意識を持たせる。

また、スウェーデンの17歳の少女、グレタさんがアメリカのトランプ大統領に物を申して頑張っているお話は、皆さんがよく知っております。私と同じ高齢の女性たちは、グレタさんに賛同し、これから自分たちの孫たちはこの先どうなるんだろうと、このSDGsに高い関心を持っています。これから地球環境、地球温暖化など、子供たちに教えていただければと思うのです。

福祉関係では、子供の保育料、医療費は前町長がどこの町よりも早

く実行したので、五所川原市内の住民からはとてもうらやましがられて、移住もしています。今ではどこの自治体も行っていますが、このようにどこよりも早く我が町の学校教育に盛り込んで、楽しくSDGsを知っていただきたいと思うのが私の思いですが、教育長さんのお考えを、突然でございますが、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（長利 司君） 米塚教育長。

○教育長（米塚鈴子君） ただいまの塚本議員の子供たちに将来このSDGsの理念をしっかりと理解させて、そして我々大人も子供たちのために現在できる限りのことを行って、将来すばらしい環境を持続的に残していくということでございしますが、現在我が町ではSDGsの理念というのは、今できたばかり、決まったばかりでございしますので、理念はこれからまた子供たちにも強く意識した授業等を行っていきたいと考えますけれども、現在は様々な農業、それから漁業の体験活動を通して町の環境、それから町の産業に取り組んで、そして体験を通して関心を持つ、そういう取組を通した子供たちへの教育といますか、町とのかかわりを実施してございます。これからは、さらに子供たちがそのかかわりを通して、より深く様々な目標につなげていって、そして将来我が町に貢献できる、貢献してもらえそうな、そういう人材を育成していくことに、またこれからも務めていきたいと考えております。

○議長（長利 司君） 再々質問はありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 教育長さんの前向きな考え、とてもありがとうございました。どうか職員共々全町民が一体となり、SDGsを合い言葉として持続可能な地域づくりを目指し、そして実現に向けて進まれるよう強く期待を申し上げて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

2番、今博子議員の質問を許可します。

今議員。

（2番 今 博子君登壇）

○2番（今 博子君） ただいま議長より許可を頂きましたので、質問させていただきます。

せんだって町内14か所において行われた地区懇談会が終わり、町長は町のホームページ上で、町政を進める上で大変参考になったと述べられていたが、それはどのようなことなのか。

また、就任挨拶では、大地の恵みと海の幸を生かし、農業と漁業でしっかりと作りを維持できるまちづくりに努めると述べられていたが、このような町長の目指す町政の在り方を推し進めていくべき理解を得られたのかお伺いします。

そして、この地区懇談会の中で、夏場になると側溝よりきつい臭いがするという意見が出ました。これは、防災の面からも非常に気になることであり、臭いがするという事は流れがなく、そこに汚泥が長くたまっている状態にあるということになります。そのため、その場所に大雨やゲリラ豪雨などが発生した場合には、真っ先にそこから水があふれ出ていくものと考えられます。このことから、側溝の清掃がとても重要であるということになります。そのほか、全ての側溝がきれいにつながっている状態にあるものなのか、いま一度確認をしておく必要があると思うが、どのような考えかお伺いします。

また、我が町において災害、特に水害などが発生した場合には、たくさんの災害廃棄物が発生することは誰もが想像できることであり、テレビ等でも目にしているように、水につかった畳や電化製品など、ごみの大きな山が出来上がり、臭いも日常生活を脅かすほどのものであると聞いています。これらの処理に関しては、町単独でできることなく、速やかに町としての災害廃棄物処理計画を求められているものと理解しています。このことについて、いつ起こるか分からない災害の対応策の一つである中泊町災害廃棄物処理計画の進捗状況をお伺いします。

以上です。

○議長（長利 司君） 今議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 今議員お尋ねの3点のうち、1点目の先日行いました地区懇談会の部分については私のほうからお答えをさせていただき、側溝の汚泥の話と災害廃棄物処理の関係については担当課長のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

まず、地区懇談会のお話でございますが、町政を進めていく上で参考になった点、それから私が目指している町政について、町民皆さんの理解を得られたのかというご質問でございますが、懇談会のほう、今年の1月8日から2月にかけて、町内を14か所に分けまして、それぞれの地区の集会所などで懇談会を開催をさせていただきました。

実は、3年前、町長にならせていただいたときに、皆さんにお約束していた何度も足を運んで皆さんのお声を聞きますということをもっと早く実現したかったわけですが、なかなか実現できずに、遅くなってしまったことをまずおわびを申し上げたいと思います。

この中で、様々なご意見を頂戴いたしました。例えば吹雪対策として、除雪用のポールが道路脇に立っているのですが、あまりにも間が空き過ぎていて、車で走るときの目安にもなっているようでございまして、間隔離れていると間違えて道路からはみ出してしまうというようなこともあって、除雪用ポールを増設してほしいというお話ですとか、雪を防ぐための防雪柵の設置、それから公共交通の改善、先ほどもあった側溝の問題、道路整備、それから地区の人口減少による集会所の維持管理の問題など、様々幅広いご意見を頂戴したところでございます。

その中でも、特に今老人福祉センターのお風呂が温泉ではなくて沸かし湯になっているわけでございますが、そちらのほうの温泉の整備の話ですとか、車力のほうから町のほうに今工事が進んでいる津軽令和大橋、先日名前決まったのですけれども、この津軽令和大橋の開通はいつになるのかというお話ですとか、尾別の宮越さんのところの公開の時期がいつになるのかというふうなご意見を多く頂戴いたしました。町民皆様の関心が高いのだなということを改めて感じてございます。

この地区懇談会の中で出た意見ですぐできるもの、例えば年度末と年度初め、窓口が混むので、土日開けてくれないかというふうなお話もあったわけでありまして、これにつきましては今年3月29日の日曜日と4月5日の日曜日、開庁させていただこうかなと思って今準備を進めております。もちろん無線を通して町民の皆さんにもお知らせをしたいと思います。

そのようなことのほか、すぐ対応できるもの、さっきのポールの話

ですとか、在庫で対応できますので、そういうものについてはもう既に対応させていただきました。

また、予算化が必要なものについては、3月補正で一部要求をさせていただくものもございますほか、その他につきましては今後予算化に向けて前向きに対応してまいりたいというふうに考えてございます。

また、町の目指す町政の方向性についての理解でございますが、私のほうからお時間を30分ほど頂戴いたしまして、農業の関係の取組ですとか、漁業の関係の取組、それから買物弱者に対する様々なトライしていることとお話を申し上げたわけでございます。その中でも、未来農業プロジェクトのブロック体制営農組織の推進、それから育てる漁業への転換、こちらのほうに企業版ふるさと納税、これは企業の側からご理解を頂いて、ふるさと納税という形でご寄附を頂いているのですが、それを活用した養殖事業などによって産業を、先ほどの塚本議員からのご質問にあったような農業と漁業でしっかり食える形をつくっていくというふうなことに取り組んでいる内容をご説明をさせていただきました。

そのほかにも、町が取り組んでいる事業など、分かりやすく映像等、画像等を使いながら説明をさせていただき、理解を頂いたものというふうに受け止めてございます。

このような地区懇談会を開催し、町民の皆様から直接お話を聞く機会をつくったということは、また評価を頂戴しているというふうに受け止めてもでございます。できるならば、もっと集まりやすい時期、それから時間帯、場所等をもっと検討しながら、今後も続けてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 古川環境整備課長。

（環境整備課長 古川幹人君登壇）

○環境整備課長（古川幹人君） 今議員のご質問の側溝の臭いと清掃についてお答えいたします。

まず、臭いについては、議員ご指摘のとおり汚泥が蓄積されて生活排水がスムーズに流れていない状態と考えられます。清掃ですが、従来敷地から側溝に流れ込んだ土砂等については、集落内で清掃をして

いただいているのが現状でございます。しかし、高齢化や人口減少により、実施している集落は少なくなってきましたが、集落内のコミュニティ活動の一環として実施していただきたいと思っております。

町として、側溝の清掃については、集落ごと、あるいは地区ごとに、例えば年度ごとの側溝清掃計画の策定を検討していきたいと思っております。先ほども申し上げましたが、まずは集落で側溝の清掃を定期的に行っていただくために、行政連絡員の方々にお願いをしていきたいと考えております。

今後も町民からの要望や道路管理事業者の情報をもとに、状況に応じて維持管理に努めて、迅速な対応を図ってまいりたいと思っております。

次に、災害廃棄物処理計画の進捗状況でございますが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、大規模地震に加え、津波の発生により、これまでの災害をはるかに上回る大量の災害廃棄物が発生し、その処理に当たっては多くの自治体で混乱が生じ、被災した県ではその処理の完了までに多くの月日を要したところでございます。

災害廃棄物については、生活環境の保全のため、適正かつ円滑、迅速な処理を行うことが必要とされる一方で、発災後は一定の期間内に大量発生し、特に性状の異なる廃棄物が混ざり合うため、収集運搬や分別処理、仮置場の確保等が非常に困難になるという課題がございます。

このため、将来大きな被害を与えられると思われる災害をあらかじめ想定し、災害廃棄物の発生や処理可能量等を推計した上で、災害廃棄物の処理方法を整理しておくことが重要となっております。県では、将来本県に大きな被害を与えられるあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震、津波による浸水及び被害想定を公表しております。この想定によりますと、当町の場合、災害廃棄物の発生量は466トン、災害廃棄物を一時的に仮置きする場所は10ヘクタールを超える面積が必要となっております。災害廃棄物処理計画については、町の地域防災計画との整合性を図りながら策定することが求められていることから、現在町防災担当課と協議をし、3月までに計画

の策定を進めているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

今議員。

○2番（今 博子君） 先ほど町長からのお話で、とても価値のある地区懇談会であったと理解しました。そして、これからも町民一人一人の考えが町政に生かされるよう、これからも地区懇談会を続けてもらいたいなと思いました。

また、側溝において町が要望箇所に応じて迅速に対応してくれるのであれば、大変心強いことであると思います。予算の関係など、対応に苦慮する点もあるかと思われるが、親身になって対応してほしいと思います。

そして、側溝の臭い等の話になると、度々話題となっているEM菌について、どのように考えているのかいま一度説明をお願いします。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） まず、側溝等のお話なのですが、先ほど私懇談会の中で出た地区の集会所の維持、これもまた人口減少地域ですね、人口減少という問題から来ている複次的な課題なのだろうなど。ここから出てくるのは、先ほど塚本議員のほうからあった持続可能なまちづくり、持続可能な町とはどんな町なのか。人口が減っていても、集落の人数が10人になっても、その集落がちゃんと成り立つような形をどうやれば、側溝の問題等も含めて、どうやれば地区を維持していけるのかということこれから考えていく必要があるのだろうなど。だから、一つ一つのことを場当たりに解決しても、問題の大きな解決にならないのではないかなというふうに考えております。

そのことを申し上げた上で、今のEM菌のお話でございますが、私の認識をもう一度お話をさせていただければ、EM菌そのものの効果については、様々なご意見があるということは承知してございます。私の理解と知識でいけば、EM菌そのものが科学的にそういう浄化だとかに効果があるのだということが学説的に認められていないと。一学説としてはあるのですが、広い定義として認められていないとか、そういうことのようにございますので、そこに公金を投入していくということについては、今はまだちょっと検討中ということござ

います。E M菌外に、様々なまた方法があろうかと思しますので、その部分については一生懸命情報収集しながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 再々質問はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（長利 司君） これをもちまして今議員の質問を終了します。

続きまして、3番、成田議員の質問を許可します。

成田議員。

（3番 成田直人君登壇）

○3番（成田直人君） 議長のお許しを頂き、あらかじめ提出しております通告書の内容に沿って質問いたします。

質問事項は、自治体におけるコンプライアンスについてであります。コンプライアンスと言えば、誰もが一度は聞いたことがあると思いますが、とりわけコンプライアンスは平成10年代、リコール隠しや情報隠しが頻発し、結果社会的に信用を著しく失墜させたことから、係る会社が廃業を余儀なくされる事態に追い込まれたことを受け、国内においてもコンプライアンスの在り方や重要性の機運が高まったという経緯があります。

コンプライアンスとは、そもそも法律や命令を守るという意味の法令遵守として使われているが、近年それにとどまらず、社内ルールや企業モラルにまで拡大している実態にあります。直近でのコンプライアンス違反の事案としては、民間企業では金融機関の不正融資をはじめ、生命保険商品の不適切募集、労働基準を超えた長時間労働の常態化や社会的規範を軽視したパワハラなどのハラスメントがあります。

その一方、自治体では最小限のルールや手順ミスが原因となり、リース契約満了に伴い、業者へ返却したハードディスクが盗難へと発展したケースや、市役所職員、多数の個人情報メールが流出した問題など、しかもそれ以降も自治体におけるコンプライアンス違反が続発し、まさしく企業のみならず、自治体におけるコンプライアンスの重要性が叫ばれているにもかかわらず、法令違反等は枚挙にいとまがない状況にあります。よって、自治体におけるコンプライアンス違反に関する事案を踏まえ、以下に質問いたします。

1点目としては、自治体におけるコンプライアンスには、地域住民並びに民間企業等に対して信頼関係を構築し、期待に応えることが求められていることに鑑み、法令の根底にある倫理や社会的規範を意識しつつ、不正、不祥事を未然防止することが第一義であると思われま。そこで、町長は健全な業務運営と組織統制を図るため、中泊町役場におけるコンプライアンスについてはどのような見解、所見をお持ちか伺います。

2点目としては、一般的には企業、金融機関と違って、重大かつ深刻な違反というよりも、意図せずうっかりミス、照合の怠りに起因する規則、ルール違反や事故の発生率が高いと思われまますが、このこともコンプライアンスリスクの一つであると思われま。このため、コンプライアンスの徹底啓蒙による正しい知識を身につけることが重要であると認識してお。そこで、外部からの専門講師を呼んでのコンプライアンス研修、あるいはそれに類似した研修等の実施状況はどのようになっているのか。また、不正、不祥事を未然防止するため、管理職を含めた職員間で検討協議し、十分に情報の共有が図られている実態にあるのか伺います。

以上の点についてご質問いたします。

○議長（長利 司君） 成田議員の質問に対する答弁を求めま。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 成田議員お尋ねの2点のうち、コンプライアンスについての見解、町長としての見解のほうについて私からご答弁をさせていただきます、研修等の部分につきましては担当課長のほうからご答弁をさせていただきますと思。ま。

まず、コンプライアンスでございますが、私自身も大学を卒業してから34年9か月、県庁で仕事をしてまいりまして、まさに法令遵守、法律に基づいて、条例に基づいて、規則に基づいて仕事をするという場に34年9か月身を置いていたわけござ。ま、その間も県庁においても様々なことがありました。様々なことがありながらも、それを基本的なコンプライアンスというものの考え方にのっって解決してきたというふう理解をござ。ま。

その上で、コンプライアンスについてお答えを申し上げますと、ま

ず言語の定義でございますが、直訳すると、今さらではあります、法令遵守ということになるわけであり、私たち公務員にとっては、この法令を遵守するということは極めて当たり前のことであり、当然のことであるということに理解してございます。

こうした法令遵守は、法令、条例等の規定を遵守するという、言わば他律、法令、規則等に律せられて動いていくという他律によるものだというふうに理解してございます。法令に規定されているルールを基に業務を遂行するというのが他律による法令遵守と言えるのではないかなと考えてございます。

しかし、私たち公務員は、コンプライアンスという言葉を受けたときに、この法令遵守は、先ほど申し上げましたとおり、当然のことでありまして、この規定としては明文化されていないこと、このことにきちっと自分が自ら考えて、公序良俗に反しないという、いわゆる良識に基づく行動、すなわち自分を律する自律、先ほどは他律だったわけでございますが、自分も公序良俗に反しないという、いわゆる良識に基づく行動になるよう、自己を律していくということが常に意識して行動するということが必要なのだろうなというふうに考えてございます。これが結果として公正な職務の遂行になるものであり、公務員は条例に基づき、その旨を採用されるときに宣誓をして職務に就いているというふうに理解をしてございます。

こうした法令と良識、他律と自律というコンプライアンスの両輪により、公務員は日々の行動を律し、町民から信頼される人間とならなければならないというふうに考えてございます。そのためには、役場職員相互が忌憚なく意見を出し合い、議論し合える環境を整え、一人一人が自信と誇りを持って働ける職場を目指すことだというふうに考えてございまして、まずは町政の執行機関である私町長自身が率先垂範し、コンプライアンスに対し徹底した自己管理を行い、その姿勢を補助機関である職員に示していくことこそが重要だというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 成田総務課長。

（総務課長 成田勝輝君登壇）

○総務課長（成田勝輝君） 成田議員のご質問にお答えいたします。

まず、職員に対してのコンプライアンス研修、それに類似した研修等の実施状況はどのようになっているのかとのお尋ねでございますけれども、町単独で外部から講師を呼んでのコンプライアンス研修は実施してきておりませんが、職員として遵守すべき服務につきましても、中泊町職員服務規程の第2条、服務の原則で、職員は町民全体の奉仕者としての使命を自覚し、法令、条例、規則、訓令及び上司の職務上の命令に従い、誠実かつ公平にその職務を遂行しなければならないと、いわゆるコンプライアンスの指針となるべき事項が定められています。このことから、新採用職員につきましても公務員倫理や服務の原則などについての研修を実施してきています。

また、青森県自治研修所で行われている各種研修、主査とか主幹、また管理職等の研修が行われているわけなのですが、そこにおいて公務員に求められる倫理観、公務員としての心構えについて、平成30年度は53人、平成31年度は40人の職員が学んできているところでございます。

次に、不正、不祥事を未然に防止するため、管理職を含め、職員間で検討、協議し、十分に情報の共有が図られているのかとのお尋ねでございますけれども、その実態としてゴールデンウィークや年末年始などの連休、忘年会、新年会での飲酒の機会が増える時期など、これにおかれましては全職員に対して公務員としての自覚ある態度、節度を要請してきているところでございます。また、毎月開催の庁議において、町長、副町長から機会あるごとにコンプライアンスの徹底について管理職に指示をして、遵守の徹底を図っているところでございます。

以上です。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

成田議員。

○3番（成田直人君） 町長の他律であると、良識に基づく自律が必要だというふうなことで、コンプライアンスというのは、申し上げたとおりかなり幅広くあるということであったと思います。

それから、課長の言われる直接コンプライアンスの研修はないけれども、様々な規定の中での研修はされておるし、いわゆる飲む機会があった場合については、職員に対しての徹底、まさに公序良俗の徹底

を凶っているというふうなことを伺いましたけれども、コンプライアンス違反に関しては、人間の内面的な弱さや認識の甘さによって発生すると言われております。不正、不祥事を完全に払拭することは難しいことだと承知しておりますが、しかしながら予防することは可能ではないかと思っております。このため、先ほど課長、町長がおっしゃったとおり、風通しのよい職場環境づくりとコミュニケーションの活性化が重要であると認識しておりますので、コンプライアンスを日常的に意識しつつ、さらに一步踏み込んだ対策を検討していただくことをお願いし、質問といたします。ありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして成田議員の質問を終了します。

続きまして、6番、荒関議員の質問を許可します。

荒関議員。

（6番 荒関富雄君登壇）

○6番（荒関富雄君） ただいま議長のお許しが出ましたので、通告書に従い、質問いたします。

森林環境譲与税と森林環境税についてであります。譲与税のほうは31年度の4月から新しい制度が出まして、譲与税町に入ってきているわけであります。令和2年度の見込みでは、1,000万円ちよいぐらいになるような見込みになっていると理解しております。元年度は300万円ちよいで、たしか今年度の予算書では700万円ぐらいついて、そういう見込みになっていると思うのですが、そういったときに基金造成だけは確立しておりますけれども、その後の環境税の使い道、これがまだ示されていないと感じておりますので、そこら辺をいつ頃お示しになるのか、体制づくりはどのような形になるのか、そしてこれは使い道もある程度限定されている税でありますので、そこを町民なり、また関係者にどういうふうなお示しを、環境税が入ってきた状況と今の状態をちゃんと町民なども理解しているのかというのを感じておりますので、そこら辺を重ねてご答弁願えればと思っております。

以上です。

○議長（長利 司君） 荒関議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 荒関議員から、森林環境譲与税と森林環境税についてのご質問を頂戴いたしました。この森林環境譲与税、森林環境税については、議員ご指摘のとおり、新しい考え方、税でございますので、まだ町民及び関係方面にも十分知られていない、だからこそ町としてもしっかり発信をしていかなければいけないということは、私のほうも全く同感でございます。

その上で、まず私のほうからは譲与税のこれまでの経過と、今現在町が考えている使い道についてお話を申し上げ、この譲与税がどういうふうに決まっているのか、配分のルールについては担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、この森林環境譲与税の用途に関連した体制整備計画についてでございますが、最初に森林環境譲与税の用途について、これは法律のほうで確認をさせていただきたいと思っておりますが、法律ではまず1つには森林の整備に関する施策、それから2つ目として森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他森林整備の促進に関する施策を行うことと定められております。

一方、森林環境譲与税の法律と同時期に施行されている森林経営管理法という法律がございます、こちらのほうでは市町村は新たな森林経営管理制度の取り組みを行う必要があるというふうにされております。これはなぜ出てきたかという、山の持ち主がはっきりしなくて、放置されている状況にあるので、そういう場合に自治体が代わりに管理をすることができるというふうなルールがつくられたがために、この森林経営管理法というものの中でうたわれたようでございます。この制度のほうでは、私有林、人工林の管理が今後できない場合、今申し上げたような事情です、町に管理を委ねることができ、その管理に係る経費をこの森林環境譲与税で賄うことになるというふうに定められてございます。そのため、町の管理を必要とする私有林、人工林がどの程度我が町にあるのかと、そういうことと、あと持ち主がいる場合の持ち主さんの意向、山持ちさんの意向、山林主さんの意向を調査等を行って、その結果に基づいて事業計画を今後つくっていくべきかなと思っております。

次に、事業を実施するための体制整備につきましては、現在調査に

必要な経費の先ほど議員のほうからあった基金造成、これは令和元年度が300万円ちょっとで、来年度は倍になりまして、今度令和2年度に700万円くらいになりまして、合わせると1,000万円くらいの金額になるわけでありまして。我々としては、この基金を使って、まず調査期間を令和3年度から5年度まで、3、4、5年の3年間で先ほどお話しした私有林、人工林がどの程度あるのかとか、山持ちさんの意向がどうなっているのかの調査をこの3年から5年までの3年間で行うと。各年度ごとにその調査内容、前年の調査内容を整理して、翌年整理して、また調査もやりながら整理もやっていって、3年間続けると。各種手続もその都度並行して進めていくと。令和6年度には、事業計画をきちんと決めて、事業に取り組むのは翌令和7年度からというふうに今のところ考えているところでございます。その間、毎年毎年譲与税については剰余金として入ってくるわけでございますが、事業をやりながらきちっと計画も立てて、7年から取り組んでいくというふうに考えてございます。

そのような中、国では今度、また突然変更があったんですね。先ほど話した令和2年度から配分額を倍増したと、要するに300万円ずつ来るはずが、300万円、700万円と倍増してきたというところを踏まえまして、担当課には今後の行動計画を、今話したような行動計画を前倒しで、もっと早めるように今指示をしているところがあります。できれば事業を精査しながら、来年度の補正で、タイミング見ながら補正でお願いをしたいなというふうに考えてございます。そのときに、人の問題もまた出てくると思いますので、人員につきましても計画を前倒しできちっと固めたときに、人の問題も含めてまたお願いをしたいなと思ってございます。

森林環境譲与税につきましては今のとおりでございますが、配分等の基準については担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（長利 司君） 竹谷農政課長。

（農政課長 竹谷 覚君登壇）

○農政課長（竹谷 覚君） 私からは、森林環境税及び森林環境譲与税の基準についてお答えいたします。

最初に、森林環境税についてご説明いたします。森林環境税は、令

和6年から課税が始まり、その賦課徴収は当該市町村の個人の市町村民税の均等割の賦課徴収と合わせて行うものとなっております。税率は1,000円となっております、総額で600億円を想定しています。

次に、森林環境譲与税は森林環境税を財源として都道府県及び全国の市町村に配分され、初年度から3年間はルール分の3分の1程度となっております、その後3年ごとに割合が高められ、全額配分となるのが令和15年度からの計画となっております。

今般国はこの森林環境譲与税の税額配分を令和15年度から令和6年度に前倒しをしました。その結果、令和2年度、令和3年度は3分の2、令和4年度、令和5年度には6分の5になると承知しております。当町に全額配分された場合の額は、年額1,000万円ほどと試算されております。

次に、森林環境譲与税の配分される割合の基準については、私有林、人工林の面積による案分が50%、林業就業者数による案分が20%、人口による案分が30%から算出された額となっております。配分試算の資料によると、私有林、人工林の面積は、森林資源現況調査に基づいた数値に林野率を補正した数値、林業就業者数は国勢調査の結果の数値、人口は基準日の市町村の人口、それぞれの数値を基に算出されます。

最後に、希望ではありますが、森林環境譲与税を利用した都市部と地方との交流については、森林環境譲与税の配分は人口の多い大都市部に偏りが大きいとのマスコミ報道もありました。都市部での森林環境譲与税の用途は、整備を必要とする私有林、人工林が少ない都市部では、木材の消費を促す事業などに活用されると言われておりますが、具体的な事業の内容については明らかにされておられません。今後都市と地方との交流事業が実現されれば、森林整備にとどまらない公益的な相乗効果が期待できるものと思っております。

以上です。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 環境譲与税並び環境税について、るる説明いただいたわけですが、そういった中で私有林、この法の下でいったときに、調査は当然必要なのですから、調査終わって、私有林の整備

できないと、そういった場合は町が受けなさいというふうな、一方別なほうでは、森林経営管理制度ではそのようになっていますけれども、そこら辺の対処の仕方、それは当然この計画年度がありますので、その年度に従って7年度から実施するに当たり、よくよく精査しなければならぬと思っております。

この環境税については、私も何回かこの会議に出席した経緯がございますので、今詳しく聞きたいなと思いつつ、当初この環境税、入れてほしいというふうをお願いした段階では、国有林も入れた関係で、山が多い町村が主にこの環境税に一生懸命だったわけなのです。それは、二酸化炭素を出す側とそれを浄化すると言えはなんですけれども、二酸化炭素の排出、これの排出規制に対しては、いろいろ今まで自動車会社などに国などはいっぱいお金を出して、エコとかなんとかという感じでやってきたわけなのですけれども、森林整備に関してはですね、昔の言葉で言えばなんですけれども、営林署さんがありまして、今は森林事務所になっておりますけれども、森林事務所が管理している国有林が当町でも多いわけでありまして、そういった関係で、何かもっともこの税が始まれば、森林の整備に対して国がもっと責任を持ってやってくれるのかなと思つたら、人口割という形で入ってまいりまして、そうしますとどうしても税の配分が都市部のほうに流れるわけでありまして、

そういったときに、都市部との最後のほうで課長のほうから答弁がありました、いわゆる交流事業ですよ、交流事業を行えば、人口でいっぱい環境税が入ったものにして、それを都市部では使い道がないと思うのです。今の制度のままでいきますと。そうすれば、大いに都市部と交流事業を起こして、人口減少で当町などでこれから森林整備してくださいと。御覧のとおりで若い者がいないわけでありまして、私たちも50年前はもう50歳若かったわけでありまして、そういったときに、いろいろ山に関して、営林署さんの指導のもとに部分林組合などを整備しながら森林環境を整備してきた経緯があるわけでありまして、それがちょうど伐期の時期に入りまして、今度は伐採していくと。そして、それを有効利用すると。その後、本当にどうすればいいのかと。自主的に考えたときに、自然災害、今多いわけなのですけれども、そういったのは山の環境が悪ければ、川に大量の水が発生し、

そして氾濫が起き、そして海が汚れると。そういったものをどこかでやっぱり食い止めていかなければならないのだということをみんながそろそろ気づいてきた時期だと思いますので、何とかこれから事業展開していくときに、都市部との交流、そして都市部との人口交流の流れの中で、この山村整備も兼ね合いながら考えていければと私自身は思っておりますので、そこら辺、これから事業を展開するときにはどのようにお考えか、いま一度ご答弁願います。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今、荒関議員のほうから、山に対するというか、自然に対する熱い思いをお聞きしたわけでありまして。今お話を伺いながら、十五、六年前を思い出しておったのですが、当時、今の三村知事が就任したばかりの年、私秘書やっておったわけでありまして、青森県、ご存じのとおり面積が6割以上が森林なわけでありまして。山を守っているのは青森県だと。このまま地域が廃れていけば、守る人がいなくなると。国が何とかすべきではないかというのを当時よく聞かされた記憶があります。そのときに、三村知事が話ししていたのは、地域で山、川、海、いわゆる里山も含めた環境を守っていくのに、当然コストがかかると。そのコストを誰が負担してくれるのだと。国民全体で負担すべきではないかということをおっしゃっていたのですが、まさにこの森林環境税というのがそのためにできてきたのだろうなというふうにも私も認識しているところであります。

ところが、いろんなバランスで、人口割だとか、そういうふうになってしまったがために、人口を多く有する大都会のほうに環境譲与税が多く配分されるというふうな結果になったのはつい最近の話であります。これには、やはり違和感を持つ方々もたくさんおられると私も承知しております。

そこで、私なりの考えを申し上げれば、先ほどの塚本議員からのお話を何度も引用させていただくわけでありまして、まさにこれがSDGsなのだと思うのです。こういう考え方一つ一つ、いろんなところにある考え方が今形として、地球規模でいくと南北間の格差を、今まではCO₂の排出だけでけりつけようとしたわけなんです。ところが、開発途上にあつた国にしてみれば、あなた方は発展していいかげんにCO₂出してきて、何で我々が発展しようとするときに邪魔するのだと

いう南北の対立が起こったために、私はこのSDGsという考え方が持ち出されてきて、全てにおいて地域間の格差も、男女間の格差も、ジェンダーの格差もなくそうという考え方がこのSDGsなのだと思うのです。

ただ、我々は今一つ一つの問題にどう対応していくのかということをし少し視野を広げながら対応していかなければいけない時期なのだろうなど。もう少し勉強していけば、SDGsを前面に打ち出した地域の在り方みたいなものもつくっていく、その中に森林をどう守っていくのか、里山をどう守っていくのかということがちゃんと考えられてくるのだと思うのです。今県では、山川海の条例というのをつくっています。三村知事就任してすぐにつくったのですけれども、あの山川海の条例は、まさに今、議員からご指摘のあった自然環境を守るのに何らかの仕組みが必要ではないかということをつくった条例なのですが、なかなかその次のステップに行くというのが難しいのだと思うのです。私とすれば、今、大地の恵みと海の幸を使いながら、しっかり食べていける地域をつくると、それこそが持続可能な地域づくりであり、それをやるためには山川海をしっかり守っていかなければいけないのだというふうに考えてございます。そのために、機会あるごとに今のような考え方を述べていきたいなど。その上で、まちづくりに生かしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 再々質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 町長と私も考え方が共有している面が多々あるということを感じ、安心しております。

あと、交流という形になったときに、これは今後の計画の中に生かしてもらいたいと思いながら申し述べるのでありますが、教育環境の中で、先ほど塚本議員の質問の答弁にも、教育長は子供たちに体験を通して教育していくのだというお話がありました。それなのであれば、これから計画する段階で、やっぱり同じ交流するのであっても、子供たちを中心にした交流の仕方をしていけば、山というのは非常にスパンが長いものでありますので、そういうことを取り入れて、地元の子供はもちろんのこと、それだけでは人数、山整備には足りませんので、

何とか都会のほうのお子様方にもお手伝いをさせていただきながら、これからはそういう事業展開をしていただければと思いながら、今日の……では、ひとつ。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今都会との交流のお話が出ましたので、一つどうしても申し上げておきたいことがありまして、今議長のお許しを得ましたので、お答えをさせていただきます。

実は、東京都の荒川区という区があるのですが、人口が二十数万人で、ほとんど野菜を作っていない、畑がない区でございます。こちらの区長さん、西川太一郎さんという区長さんなのですが、東京の事務所長時代に、知事が懇意にしておったということもあって、何度かお邪魔をさせていただく機会があり、お話をさせていただいておったのですが、つい先日機会がありまして、区長さんのところへお邪魔して、我が町は野菜を非常にいいものを作っている町だということで、令和2年度荒川区のイベント、お祭りのときに、我が町の野菜を売るブースを作ってほしいということでお願いをし、了解を頂いております。このことをきっかけにしながら、我々の作った野菜を荒川区民に食べていただき、荒川区の人たちにまたこっちに来ていただくと。そのときに、子供たちの交流もまた考えていければいいのかなと。その取っかかりとして、今年は野菜の販売というものを荒川区で、今までは青森人の祭典ということで上野でやらせていただいたおったのですが、今度は荒川区のほうのイベントにも参画をさせていただくことで、東京都民、荒川区民との交流をつくりながら、いずれ子供たちとの交流ということに結びつけていければなというふうに考えてございます。

すみません。ありがとうございます。

○議長（長利 司君） これをもちまして荒関議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時13分

第1回中泊町議会定例会

令和 2年 3月12日（木曜日）

○議事日程 第3号

- 1 議案第 1号 令和2年度中泊町一般会計予算について
- 2 議案第 2号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計予算について
- 3 議案第 3号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計予算について
- 4 議案第 4号 令和2年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について
- 5 議案第 5号 令和2年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について
- 6 議案第 6号 令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について
- 7 議案第 7号 令和2年度中泊町水道事業特別会計予算について
- 8 議案第 8号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 9 議案第 9号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 10 議案第10号 中泊町子育て支援金条例の全部改正について
- 11 議案第11号 中泊町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 12 議案第12号 中泊町営住宅条例の一部改正について
- 13 議案第13号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第6号について
- 14 議案第14号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号について
- 15 議案第15号 令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号について
- 16 議案第16号 令和元年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について

- 17 議案第17号 令和元年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正
予算第1号について
- 18 議案第18号 令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予
算第2号について
- 19 議案第19号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の
指定について
- 20 議案第20号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定
について
- 21 議案第21号 中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者
の指定について
- 22 議案第22号 中泊町すくすくこども館に係る指定管理者の指
定について
- 23 議案第23号 中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者
の指定について
- 追加日程第1 議案第30号 中泊町折腰内交流施設に係る指定管理者の指定
について
- 24 議案第24号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任につい
て
- 25 議案第25号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任につい
て
- 26 議案第26号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任につい
て
- 27 議案第27号 中泊町教育委員会教育長の任命について
- 28 議案第28号 中泊町教育委員会委員の任命について
- 29 議案第29号 中泊町新町建設計画の変更について
- 30 発議第1号 中泊町議会広報発行に関する規程の制定について
- 31 発議第2号 議員派遣について
- 32 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○出席議員（13名）

- | | | | | | | | | |
|----|----|---|---|----|----|---|---|---|
| 1番 | 田中 | 洋 | 君 | 2番 | 今 | 博 | 子 | 君 |
| 3番 | 成田 | 直 | 人 | 君 | 4番 | 秋 | 元 | 隆 |
| 5番 | 塚本 | 悦 | 子 | 君 | 6番 | 荒 | 関 | 富 |
| | | | | | | | | 雄 |
| | | | | | | | | 君 |

7番	秋田	博君	8番	川山	光則君
9番	青山	雅晴君	10番	沖崎	勲君
11番	野上	憲幸君	12番	野上	祐一君
13番	長利	司君			

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	濱舘豊光君
副町長	横野彰吾君
教育長	米塚鈴子君
代表監査委員	葛西昭文君
総務課長	成田勝輝君
財政課長	毛内康裕君
総合戦略課長	葛西成芳君
税務課長	太田光平君
町民課長	山中哲哉君
福祉課長	木元剛君
環境整備課長	古川幹人君
農政課長	竹谷覚君
水産商工観光課長	越野進一君
小泊支所長	加藤孝典君
総務学務課長	藤田康久君
社会教育課長	谷伊久弥君
会計課長	下山貴子君
上下水道課長	阿部明君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	加藤成子君
総務情報課係	木村将師君
総務情報課係	佐藤伸之介君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 本日は議案の審議を行います。

◎日程第1 議案第1号ないし日程第7 議案第7号

- 議長（長利 司君） 日程第1、議案第1号 令和2年度中泊町一般会計予算についてから日程第7、議案第7号 令和2年度中泊町水道事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。
- 本予算については、予算特別委員会に付託して審議いたしましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。
- 野上委員長。

（予算特別委員長 野上憲幸君登壇）

- 予算特別委員長（野上憲幸君） 去る3月4日の本会議において、予算特別委員会に付託されました議案第1号から議案第7号までの令和2年度中泊町一般会計歳入歳出予算及び各特別会計歳入歳出予算について、3月10日及び11日の2日間にわたり慎重に審査いたしましたところ、全会一致をもって原案どおり可決するものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

- 議長（長利 司君） 委員長報告が終わりましたので、これから令和2年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算についての総括質疑を行います。質疑はありませんか。

川山議員。

- 8番（川山光則君） 総括ということで2つほど質問いたします。

予算の中に住宅の解体が入っていたのですがけれども、まずは小泊のほうの住宅の解体があるのかどうかと、もう一つは、今回の予算では盛られていないのですがけれども、猿の災害の対策、山にいる猿ですよ、フジタの猿でなくて、猿の対策が取られていないということで、今回の予算に何かしらがあるのかどうか、そこら辺をちょっと2つほど伺いたいと思います。

- 議長（長利 司君） 担当課長。

○環境整備課長（古川幹人君） 川山議員の住宅の解体の件ですけれども、小泊地区の花丘団地27号と28号を今計画してございます。

以上です。

○議長（長利 司君） 竹谷農政課長。

○農政課長（竹谷 覚君） 猿の対策事業でございますが、まず30年度の実績、被害状況をご報告いたします。猿の目撃情報が3件寄せられております。そのうち畑の被害が2件、それに対して対策でございますが、箱わな設置を7か所、大型の捕獲おり1か所などを実施しております。捕獲頭数は25頭です。その捕獲されたのは、埋却、埋めているということでございまして、猿の対策事業は予算にはないのですけれども、鳥獣被害防止対策協議会というものがございまして、そちらのほうで県のほうから交付金をもらって、これらの対策を実施しております。引き続き令和2年度も対策することになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 川山議員。

○8番（川山光則君） 27号は、あの沼のほうだか……ありがとうございます。小泊の住宅は、かなり古くなっておりまして、私ももう見かねておりましたので、よかったです。

それと、今の猿対策の件ですけれども、猟友会とかいろいろあちこちお願いしたりして、それは分かっています。ただ1つ苦情というか、役場のほうに出していない被害がかなりありまして、私のところにも来て、「など、どしもへねだな」と、そういう同級生の女の人に怒られたりしまして、かなりの被害、「もう作るの諦めるしかねんだか」と、前にも副町長にも1回お願いしたことあったのです。ただ1つ、これは情報です、あくまでも。野焼き、畑で草とかああいう野焼きやってもいいのかと。あれが、動物は火をおっかながるどこで、草燃やしたり殻を燃やしていればあまり近づかないのだという昔の年寄りの話だそうです。「どこら辺まで燃やしてもいいものだか」と、私は「燃やせばまいねんでねか」と答えておいたのだけれども、「いや、中里に行けば稲わら燃やしたりしているし、草ぐらいただいいんでねか」と、そういうすったもんだの答弁で、私も何と答えていいものだから分からないので、その場は恐らくあまりいいことではないという話をしていたのですけれども、そういうのを町長、副町長はどういうお考

え持っていますか。聞いたことありますか。ひとつお願いします。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） わら焼きも含めて許されているものは何もないと承知しております。要するに勝手に燃やしてはいけないということであり
ます。

今の猿の被害の話なのですが、鳥獣害の対策協議会のほうの会長を私やっています、被害の状況等についていつも把握しているつもりなのですが、これ我々やっぱり上がってこないと把握のしようがないわけで、できれば議員のほうからでもそういうお話があったらですね、農政課のほうに届けていただければ、私いつも被害対策ということで、被害がまず出ているかどうかの確認をお願いしているのですが、上がってこないものですから対応のしようがないというのが実情なのです。被害があるというのが分かれば、その被害に対してどう対応すればいいのか。例えば保険でもって、共済でもって対応できるものなのかどうかということも検討していかなければいけませんし、それからできるだけ具体的にその被害の実情をお知らせいただければなと思っております。法律に基づいてできることはやりたいと思っております。今の野焼きの部分については、違法でございますので、いいというふうにお答えいただかないほうがよろしいかなと思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 今回だけではないのですけれども、いわゆる一般会計から特別会計への、他会計への繰出金についてなのですけれども、全て質問しますと法定内だと。例えば小泊の診療所なども本当に今までは赤字部分でいろいろ蓄積されてきたものがあって、それを全部一般会計からの持ち出しの中で処理してきた、そして一回はゼロにしたのですけれども、また単年度の赤字が多少なりは出ているのではないかと。それが何か、今回は予算ですのでいいのですけれども、どうも単年度の赤字が各会計年度で見づらくなっているように私感じるのです。いわゆる特別会計で法的に当然流れてきた金があれば補填すべきものは当然補填していかなければならないでしょうし、また赤字などが出た場合であっても、それは当然蓄積しておかれないので、一般会計からの持ち出しがあって、それはしかるべきだと思うのですけれど

も、そこら辺をもうちょっと分かりやすい形で、一般会計からこれだけ出ていったというのと、それから入ってきたというのが分かる部分はあるのですけれども、どうも今度決算になってきたりして、何回も補正やってきますと、一体幾ら出て行って、最終的にはというのがなかなか私たち見づらく感じているのです。そこを何か報告の中に入れて、これから改善していけるものがあるのかと。いわゆる借金の一覧表は借金の一覧表で出ますので、すぐ分かりやすいのですけれども、どうもこの一般会計と特別会計との出入りですよ、それがどうも分かりづらい部分がありますので、今年度の方で結構ですので、大体持ち出しで、いわゆる持ち出しと言われるのがトータルでどれぐらいになっているのか説明願えればと思うのですけれども。

○議長（長利 司君） 毛内財政課長。

○財政課長（毛内康裕君） 荒関議員の特別会計の繰出金についてお答えいたします。

今年度の実績というより、令和2年度の当初予算に計上してあります額で説明させていただきます。令和2年度におきますと、特別会計の繰出金は合計で7億4,683万円になります。各会計の繰り出しの金額を申しますと、介護保険事業で3億228万3,000円、国民健康保険事業勘定で1億2,496万8,000円、国民健康保険診療施設勘定で2,466万4,000円、後期高齢者医療2億541万9,000円、農業集落排水事業3,551万7,000円、漁業集落排水事業2,249万4,000円、水道事業で3,148万5,000円となっております。そのうち法定内といいますか、法定外のものでありますけれども、診療施設勘定の分と漁業集落排水事業の分862万円、漁業集落排水事業の分550万2,000円というふうになっております。

もっと分かりやすいようにということでしたので、予算の説明の段階で法定内部分幾ら、法定外部分幾らという説明の仕方でやりたいと思いますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（長利 司君） 6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） そうしていただければ大分理解できるのですけれども、やっぱりどうしても私たち一般会計だけを見るような癖がついておまして、それは私たちが直さなければいけない部分なのでしょうけれど

ども、そうすれば今回の場合でも、本当に町税があれだけ増えたというのは、過去10年間ぐらいずっと見ても、町税だけで見ますとないのではないかというふうに認識して、ではそれだけ増えた独自予算をできれば細かいところに使っていけるようになればなという思いで、そういう思いも込めての質問です。そうしていかないかとですね、何か一般会計で見ればある程度歳入の部分ではそういう関係がありますし、歳出になってきますと各款で額は分かるのですけれども、やっぱりそこから特別会計にどうしても持ち出しになっている部分というのはなかなか見づらい部分がありますので、今後そうしていただければなという思いでの質問でありました。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今、荒関議員のほうから頂戴した予算の中の特別会計の部分なのですが、これは特別会計の中身もそれぞれの特別会計で要するに制度の仕立て方が違っている部分があって、今国民健康保険、介護保険、後期高齢者、水道事業となるとまたこれ別な公営企業になっていて、今繰り出しというふうな説明しましたけれども、繰り出し金って認められていないのです。一般財源からの補填というのが許されていない事業が水道事業とか公営企業会計でございまして、要は赤字になったから一般会計から繰り入れれば駄目というのが水道事業、あれはもう水道料金の中でやりくりしなさいという基本なのです。国保とか介護とか後期高齢者は、あらかじめその保険料で間に合わないのを法律の中で許されている法定内の繰り出しというふうな制度になっていて、どちらかといえば国保のほうは保険料で何とかやりくりするような傾向が強いのですけれども、介護と後期高齢者については、掛かったものに対して保険料を先に充てて、あとはもう国と県と市町村で割り振りして出していくというふうなことになってしまっているのです、確かに一般会計73億とか75億の世界から、自主財源である町税が8億とかになれば、何となくよくなったような感じは見えるかもしれない、7億から8億と見るといいかもしれないですけれども、やはり1割しか自主財源がないという姿には変わりはないのかなと。よってもって、税収が増えた分、ではほかに好きに使えるかということ、逆に言えば今まで苦しくなっていた部分、借金とかでやらなければいけなかった部分を何ぼか自主財源で賄えるようになるという意識を持

たなければいけないのかなと思っているのが正直なところであります。

特別会計の部分については、荒関議員おっしゃるとおり、私も特別会計見ながら、いや、なしてこんなふうだべなというのは常にふだんから思っています、もっと分かりやすく町民の皆さんにもご説明できるように工夫をしていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（長利 司君） 4番、秋元議員。

○4番（秋元 隆君） 空き家対策についてちょっとお伺いというより要望もあるのですけれども、具体的に言えば、私の集落で8世帯ぐらいの世帯数なのですけれども、そのほかに今現在空き家というのが10戸以上あります。そのうち居所不明とか相続者、なかなか意見が合わず放置しているとか、そういう非常に危ない家屋も3、4件見受けられます。この場合、今の時期はまだいいのですけれども、強い風、台風とかが来れば物が飛散すると。来れば、そのときは消防署のほうにお願いすれば手当てで、応急処置でそういう飛散防止はやってくれています。でも、これ根本的には解消されないわけです。そのうちアシガヤの家屋が3件あります。まず、廃墟になっていますけれども、誰も手をかけることができないような状況です。こういう場合、町独自では無理かと思えますけれども、強制的に撤去して町民の安全に努めていただけないものか、この場を借りてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今の秋元議員からの空き家についてのご質問なのですが、先般もお話しした町民との懇談会の中で、やはり一番多く話題になっていたのが空き家でございます。私のほうから、私も空き家については勉強させていただいているのですが、説明させていただいているのは、空き家といっても何種類かあると。今、議員おっしゃったような要するにはっきりと所有権者が決まっていて、その方と話ができる空き家、どこかに相続権者はいるのだけれども、分からない、連絡つかない空き家、全くいない空き家、そばにその方が住んでいて空いている空き家、比較的これは何とかしやすいのですけれども、今のよう直接害があるかもしれないものについて所有権者が明らかな場合は町から勧告しています。その場合に取壊しを本人が同意すれば補助金を出しています。という形で取り壊せるものはあります。ただ相

手がない場合、これは法律的にも手をつけられないというのが実情です。今国がそういう空き家の場合にどういう法制度でもって対応するかというのを検討しているところだというふうに伺っております。法律がきちっと整備されれば、町としても何らかの方策がその法に基づいてできるというふうに考えてございます。

あともう一つは、有効に活用できる空き家、要するにリフォームすれば移住者に貸したりできる空き家については、他の自治体で実際にやっている事例がありまして、国は改修費の2分の1を補助しているようであります。県によっては、残りの半分のうちの2分の1、いわゆる4分の1をまた補助してくれる制度を持っているところもあって、それにのっかって町が4分の1、いわゆる100%の部分を国と県と市町村で100%見て、それを貸し出す、家賃をもらって改修するみたいな仕組みをやっているところもありますので、今青森県に県としてその4分の1やる制度をつくってくれということを要望しております。出来上がれば、これに対しても町は積極的に対応し、できればリフォームして貸し出すような形に持っていければなと思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 秋元議員。

○4番（秋元 隆君） 割と手をつけられる空き家は、まずいいです。でも、今現在物が飛散する、そういうふうな状況の場合は、何か速やかに強制的に撤去できるのは何か法の規制がかかって無理でしょうかね。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 個人の財産に行政が勝手に手をつけるというのは、これは許されませんので、先ほど私申し上げたのは、国が法制度を整備すれば自治体に、山の話も同じですよ。全く持ち主が誰か分からないような山に対して、今の法律では行政は手をつけられないわけです。これは何でも同じです。個人の所有物に対して、行政といえども手を出せない、法的根拠がなければ。その法的根拠ができれば、町としては対応したいな。それまでは応急処置的に、ただ応急処置的にやったとしても訴えられれば負けますので、勝手に自分の財産に手をかけたということで訴えられれば負けますので、そこはちゃんとケース・バイ・ケースで考えながら対応していきたいなと思っております。

○議長（長利 司君） 5番、塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 昨日教育長さんと課長さんら3名で学校の幕を見に行ってくれたということで、ありがとうございます。私昨日の午前に課長さんといろんな討論をしましたが、なかなかかみ合わなくて、皆さんもいららしたと思うのですが、それで暫時休憩までさせてもらって大変申し訳なく思っております。それを聞いていたある議員が私に「塚本議員の作り話でないか」と、そういうふうに私のことを言ったと言いましたけれども、私は何を言われても後で分かるからいいと思っていたのですが、実は私は課長さんのメンツ、体面をあまりにも考え過ぎて、遠回しに遠回しにといい、こういうかみ合わない討論をしてしまったと思っています。

去年から実は学校で幕がぼろぼろ、私も見ています。校長先生に「要望しましたか」と聞いたら、「要望しました」と。でも、言葉の違いで緞帳と幕の違いのことであろう。12月には「学校から要望がありませんでした」と言ったので、私は要望の書面は手に持っていないし、口頭でのことなので、ああ、そうかと思っていたのですが、その後緞帳は学校側で要望していました。でも、あとすぐに課長さんは私のところに来て、「言葉の違いでごめんなさい、緞帳も幕も幕のことですよ」と言ったから、「はい、そうです」と、私緞帳も幕も一緒くたに言ったものですので、それはそれで「分かりました」と言って、早速見に行きますということで写真を撮ってきて拡大して、「これはぼろぼろだ」と、「見積もって取り替えると100万ぐらいかかるか見積り」と言ったので、「よろしく願います」とその場はそれで直すことを期待してあったのですが、このたび17万3,000円しか修繕がのっていないし、これ直すのかなと、修繕のかなと、取り替えるのではないのかなと思って聞いたところ、ストーブ、そっちの暖房のほうはやると、幕のほうは一切予定も何もしてくれなかったので、私はああいうふうな、いろんな皆さん不思議な討論をしているのだと思うのでしょうけれども、それはそれとして、中里の中学校はもう30年もなっておりますので、そっちこっちメンテナンス、これまでしていなかったのに、今でももはや屋根の雨漏りもしてバケツも置いています……

○議長（長利 司君） 5番議員、質問もうちょっと簡潔にお願いします。

○5番（塚本悦子君）　　ですので、私は教育にはどんなにお金をかけてもいいのではないかと、学びやです。特に義務教育にはどんなにお金をかけて、財政困難でも教育には絶対お金をかけてほしいという願いがありましたので、それで思いを、どうでしょうと思いました。お金をかけてほしいということでございます、教育には。それで曖昧な討論になりましたことをどう教育の面でお考えでしょうかなと思ひまして。

○議長（長利 司君）　　担当課長。

○総務学務課長（藤田康久君）　私から、今塚本議員がおっしゃったことについてご説明いたします。

昨日、早速教育長含め私、そして鈴木副参事と再度現場のほうに行き確認してきました。安全性については、袖幕、引き幕などつり下げているレールについて確認したところ、特に問題はなかったということを確認してございます。そして、ただ劣化は進んでいるということは確認してございます。今後は、校長先生と十分に協議しながら検討していきたいと、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君）　　教育長。

○教育長（米塚鈴子君）　今の塚本議員の質問ではないのですが、お考えに一言教育委員会としての考え方ということでお話をさせていただきたいと思ひます。

いわゆる議員さん、せんだってSDGsについてご質問されましたけれども、学習指導要領にも初めて持続可能な社会のための担い手づくりというような、そういう持続可能なという文言が出されました。そういう視点で考えますと、我が町の今後の社会の、町の様々な変化、それから学校に関してもどういったニーズや課題が考えられるのかと、そういう今後持続させていくためにどういうふうに教育委員会としても対応していったらいいのかと。広い視点から様々な課題等を検討して、その中で優先的に解決していかねばいけないこと、そして安全上取りあえず大丈夫であれば、これをいつまで維持して、そして改善していくのかといった全体的な計画をある程度立てて、その中で様々な課題、そういうのを解決していく、そういうことを今後取り組んでいきたいと思ひます。要望があれば迅速に全てに対応していきたいと思ひは十分塚本議員さんと同じ気持ちはあるのですが、でも

周りの状況を考えていきますと、もっと長い視点、広い視点から持続可能にしていくためには優先順位といたしますか、そういうのをまた加味しながら様々対応していきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 1番、田中議員。

○1番（田中 洋君） 総括ということなので、1点だけお願いいたします。運動公園野球場について聞きたいのですけれども、令和2年度の一般会計の予算で運動公園野球場施設撤去工事費として300万円計上されたのですが、何を撤去して、今後どの程度まで運動公園野球場を整備していくのかだけをお伝え願えればなと思っております。

○議長（長利 司君） 担当課長。

○社会教育課長（谷 伊久弥君） 田中議員のご質問にお答えします。

今当初予算で見た運動公園の野球場でございますけれども、これは野球場のバックスクリーンのボードの撤去でございます。平成元年度に設置されたバックスクリーンでございますが、経年劣化により鉄骨の腐食が著しいため、既にボードの一部が脱落している状態でございます。強風によりボードの飛散等が考えられるため、危険防止、安全対策のためボードを撤去するものでございます。

○議長（長利 司君） 1番、田中議員。

○1番（田中 洋君） 分かりました。バックスクリーンの劣化、老朽化ということだったのですけれども、今後どの程度まで、長いスパン見てもいいのですけれども、そのバックスクリーン取ったものをまたつけるのか、そういうことも含めてどの程度、軟式だけの対応で終わってしまうのか、硬式対応に向けて頑張っていくとか、そういうのを少しでも分かる範囲でいいので、お願いいたします。

○議長（長利 司君） 担当課長。

○社会教育課長（谷 伊久弥君） バックスクリーン等を全部撤去するにも予算がかかりますので、今回はボードだけの撤去でございます。それを補修するということは、もう鉄骨自体が腐食のため、それを補修して使うということは無理な状態でございます。ですので、また元のとおりバックスクリーンを造るとなれば新規に新設ということになりますので、そうなれば多額な費用がかかります。それは今後の予算の状況とかを見ながら、財政課と協議しながら判断していきたいと思ってお

ります。

○議長（長利 司君） 10番、沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 私は、1つ2つ、EM菌です。5番議員の一般質問にもありましたけれども、大変私はいいものだと思っておりましてけれども、名前がEMと書いていなかったのだけれども、何かの名目でEM菌にも応援するのかなと思っております。答弁後で。ただ、今参与の中でEM菌に関連した人いるか、誰か。誰もいない、忘れてしまったか、EM菌つくった人は誰もいないかな。もう町民に配布して、私の考えでは少ない銭っこで大変いい成果が上がったと、川山議員も覚えているとおり、そのEM菌に関して継続してほしいわけですがけれども、何せまた財政的なものもありますので、ひとつ町長に。

もう一つは、交流事業。昔といえばなんだけれども、中里、新潟、群馬、久米島、先般というか、前に議員と行ってきたわけですがけれども、私は先般久米島のほうへ行って、議長さん、町長さん、話しして、子供たちを主体にしてもう一回交流事業やられないものだからと、そういうのを受けてきました。私また群馬はちょっと連絡取れないのですけれども、新潟の鈴木一郎という、今十日町市の議長なのですけれども、彼とも話、電話で話をしながら、「おらだちもあさいたしと、子供たちに、今それこそ財政が緊迫しているけれども、将来のためにこの人たちも、若い人たちも交流させてどんだけ」と、ただ財政どうのこうのでなくして、何か引っ張り出して未来のあるという、その中で、ここも暑い、雪も降っていないのですけれども、温暖化だけれども、向こうのほうも暑いところがまた暑いという温暖化で、それを何かにご利用できないかとか、いろんな話があるわけですがけれども、そういう何にしても交流事業1つ欲しいと、EM関係と2つ、町長から答弁をお願いします。

○議長（長利 司君） 町長。

○町長（濱館豊光君） 沖崎議員の2点のご質問のうちのみずEM菌についてでございますが、この前も私この場でお話ししたかと思うのですが、もう一度私の考えを申し述べさせていただければ、EM菌についての有用性というものについては様々な議論があるというのを承知しております。公のお金、いわゆる税金を使って何かをするという場合には、そのものがきちんとした評価を得られているという前提で使うべきも

のなのかなというふうに考えてございます。そういう意味では、今EM菌につきましては、先日も申し上げましたが、学者の間でも様々見解が分かれている状況の中で、今公金を投入し、町民に使っていただくという段階ではないのではないかなというふうに考えております。

もう一つは、交流の話であります。旧中里町時代の町名が同じ中里つながりの交流のお話だというふうに受け止めさせていただきましたけれども、この部分につきましてはそれぞれ相手のあることでございますので、今中泊町となった現在、それぞれの相手方のほうがどういうお考えなのかを確認しながら、もう一度姉妹関係なり交流関係をきちっと整理しなければいけないなど。その上で、今、議員のほうからお話のあったような交流についても考えていかなければいけないのではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 交流事業については、もちろん確認して、それから前向きに進めるようお願いいたします。

ただEM菌については、何か町長の話聞けば、今までやったことは無駄だと、何もならないことしたと、そういうふうに捉える気もします。ただ実際的には、特に小泊地区なのですけれども、川山議員覚えているばって、いろんな面白い成果が出ているわけだ。魚が来たとか、ただ海に、額も少ねしたとこで、あまり大きくは目立たないけれども、ただ小泊の人たちから漁師から聞かせれば、これは県単位で、成田県会議員にもお願いしたわけですがけれども、そういう面でやれば、大きくやらねば効き目が見えないのだなど、昨日一般質問というか、塚本議員がいろんな話しして、世が世であれば塚本議員ももう県会議員になってやってねばまねだばって、ちょっと場が場でありますので、ひとつ、でもいいことはやるべしであって、そう銭っかかるもんでねえんだはんで、もうちょっと考え直して、どこからか引き出して町民を喜ばせてければ、町民というか、漁師のほうが特にあるのですけれども、答弁要りません。終わり。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第1号から議案第7号までを一括して採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第7号については委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第8号

○議長(長利 司君) 日程第8、議案第8号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

成田総務課長。

○総務課長(成田勝輝君) 議案第8号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づく学校運営協議会制度により、学校運営協議会が令和2年4月1日から新設されることに伴い、その委員に対する報酬を定めるため提案するものでございます。

改正内容につきましては、条例等新旧対照表により説明いたします。恐れ入りますが、新旧対照表3ページ、4ページを御覧願います。4ページの改正後に、職名、学校運営協議会委員、報酬額、年額1万円を新たに追加するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(長利 司君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第9号

○議長（長利 司君） 日程第9、議案第9号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中町民課長。

○町民課長（山中哲哉君） おはようございます。議案第9号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの6ページを御覧願います。今回の条例改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改めるため提案するものであります。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照表の4ページから5ページを御覧願います。第2条第2項第2号中に、成年被後見人を、意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）に改めるものであります。

次に、第3条第3項並びに第6条第1項第3号については、非漢字圏の外国人住民の住民票の記載に係る磁気ディスクの記録についての事項の条項ずれの修正であり、その他についても条項ずれの修正を行ってございます。

なお、本改正は公布の日から施行することといたしております。

以上、議案第9号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

6 番、荒関議員。

○6 番（荒関富雄君） これは、条例案の 2 条の 2 の部分の改正についてお伺いいたしますけれども、この条文になったときに、意思能力を有しない者ということであれば、後見人制度との絡みはどうなっているのか、もうちょっと詳しく説明願えればと思います。

○議長（長利 司君） 町民課長。

○町民課長（山中哲哉君） この成年被後見人については、裁判所で定めた法定代理人という方がいらっしゃいます。その方と一緒に来ていただくこと、それとその法定代理人の方が裁判所からそういう法定代理人であるという証明書をまず持ってきて、本人と 2 人で来ていただくことが条件で、印鑑の登録が可能というふうになることでございます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 9 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 10 号

○議長（長利 司君） 日程第 10、議案第 10 号 中泊町子育て支援金条例の全部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） おはようございます。議案第 10 号 中泊町子育て支援金条例の全部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの 8 ページを御覧ください。今回の条例改正は、子育て支援金の支給要件等を変更するため全部改正するものでありま

す。

次の9ページを御覧ください。この条例は、未来を担う子供たちの健全な育成及び資質の向上を図ることなどを目的として子育て支援金の支給について定めたものであります。

改正の主な内容についてご説明申し上げます。第2条を御覧ください。改正前の条例においては、子供の定義を12歳未満としておりましたが、改正案においては15歳に達した後の最初の3月31日までの間にある子供、つまり中学校卒業までを子供として定義するという内容になっております。

第4条を御覧ください。第4条は、子育て支援金の支給要件を定めたものであり、支援金の種類ごとに子供を扶養する人数が定められております。この規定の内容は、これまでと大きな変更はございませんが、第2条の規定の変更により、子供として認められる年齢が12歳未満から中学校卒業までの子供となることから、支援金の支給要件が拡大されることとなります。

第5条に定める支援金の金額は従前どおりの内容であり、第6条では申請と認定について規定しております。

なお、この改正は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第10号 中泊町子育て支援金条例の全部改正についてご説明申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 大分整理ささって見やすくなったのですが、4条の1にも2にも絡むのですけれども、子供を2人以上扶養している第3子の場合とか、あと第2子以降の子供が誕生したときには、以外の子供1人を扶養しているとかありますけれども、これもし不幸にして何か事故があって、子供は3人産んだのですけれども、いろんな家庭の中で不幸にして子供が亡くなったりした場合、この規定がありますと第3子の、入学祝金なども第3子以降となっていますので、その第3子以降の中にさらに2人以上扶養しているというのは、これは理屈では分かるのですけれども、その間にも不幸にして亡くなられた

子供がその間に入っていたりした場合はどういう扱いになるのか。最後のほうには、全て町長の判断でやるのでしようが、そこら辺の考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（長利 司君） 福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） ただいまの荒関議員のご質問にお答えいたします。

この条例の中では、支給要件の発生した原因日において4条の条件に該当する者というふうな形で規定をしておりますので、例えば入学祝金であれば子供が入学した4月1日において子供を2人以上扶養している場合という形になりますので、不幸にして亡くなっている方とかいた場合には扶養していないということになりますので、対象外になるものと思われま。

○議長（長利 司君） 6番議員。

○6番（荒関富雄君） それは、この条文読むと全くそのとおりだと思うのです。例えば5年とか住んでねばまいねとかってし、じはなんだっけここにねふてあったが、不正受給とかに、途中で本当にもらってからでも子供が不幸にして亡くなったりした場合、不正受給に該当するかどうか。

○議長（長利 司君） 木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 先ほども申し上げましたとおり、基準日において要件を満たしていれば支給するということでありますので、その後何らかの原因で満たさなくなったとしても、その原因日で要件を満たしているということで返還とかはないということでございます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第11号

○議長（長利 司君） 日程第11、議案第11号 中泊町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 議案第11号 中泊町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの11ページを御覧ください。今回の条例改正は、令和元年10月公布、本年4月1日に施行される厚生労働省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に対応するものであります。

12ページを御覧ください。この条例は、児童福祉法の定めに従い、町における放課後児童クラブの設備及び運営基準を定めるものであります。

改正前の条例は、厚生労働省令で定める条項をそのまま引用する内容となっております。改正後は、本条例の第3条第2項から第4項に定める場合を除き、当該省令に定める基準をそのまま町基準として適用する旨の条文に改めております。

第3条第2項は、放課後児童クラブの専用区画の面積基準について定めたものであります。

第3項は、利用人数が少数の場合における放課後児童支援員の配置基準について定めたものであります。改正前における配置基準は、支援員2人以上必要としておりましたが、条件を限定して1人とすることができるとしてあります。

第4項は、支援単位ごとの児童数の基準と児童数に応じた支援員の数について定めたものであります。

省令においては、国が定める基準を参酌して市町村が定めることとされておりまして、第2項から第4項まで放課後児童クラブの実施に当たり、柔軟な体制が取れるよう基準を定めるものであります。

なお、附則第1条で、本改正を令和2年4月1日から施行する旨、第2条で、本年3月31日で終了する支援員の認定資格研修に係る弾力運用規程を6年間延長する旨規定しております。

以上、議案第11号 中泊町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正についてご説明申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、成田議員。

○3番（成田直人君） 第3条の第3項についてでございます。先ほど説明ありましたけれども、2人以上というものがいわゆる人数を減らすこともできるということであるわけなのですけれども、具体的に支援単位の利用人数が少数で、かつ利用児童の安全が確保されることが見込まれた場合は1人になるというふうなことかと思っておりますけれども、これ実際上の中では、いわゆる低学年の方が結構利用しているというふうな情報もありますし、いわゆる少数というのは何人なのかというのをまず第1点。

それから、いわゆる安全もそうだし、健康状態を確認するというのも支援員の大きな役割だと思っておりますし、そういうふうな安全等踏まえて、そういう中では複数の体制がいいのではないかと考えています。もう一つは、この1人とした場合において、トイレ休憩とかあった場合、どういうふうな形で、ではその子供たちを残して、いわゆるそういうふうな用を足すというふうなことが非常に心配されますので、それらのことを含めてちょっとお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（長利 司君） 福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） ただいまの成田議員のご質問にお答えいたします。

まず、少数の規定についてなのですけれども、明確な基準は国のほうとして示してはいたないのであるけれども、今支援単位が1支援当たり利用児童数が40人に対して支援員が2人というふうなことを考えると、20人に対して1人という形になるのですけれども、それだと目が行き届かない可能性があるということで、そこの部分については1人として想定していないのですけれども、こちらで1人として想定し

ているのは、例えば土曜日の８時から開所するのですが、７時半から開所するとかという場合は利用児童数がかなり少ない場合がございますので、早朝の時間帯等に限定して支援員の１人とすることができるというふうな形で想定しております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 成田議員。

○３番（成田直人君） ７時半からの早朝というふうな今のお話ですけれども、では７時半から８時までが１人ということで、８時以降は２人体制ということよろしいのですか。

○議長（長利 司君） 福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 今のところ、現在の想定では早朝の時間帯に限定してということ考えておりますので、通常の８時から６時までの時間帯については２人で実施するものとして想定して、予算もそのような形で計上しております。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第１１号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第１２号

○議長（長利 司君） 日程第１２、議案第１２号 中泊町営住宅条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

古川環境整備課長。

○環境整備課長（古川幹人君） 議案第１２号 中泊町営住宅条例の一部改正

についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの14ページを御覧願います。今回の条例改正は、平成29年6月2日に施行された民法の一部を改正する法律に対応するものであります。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。恐れ入りますが、新旧対照表の6ページを御覧願います。民法の一部改正に伴い、条例中第41条第3項の年5分の割合を法定利率に改めるものであります。

なお、この改正は令和2年4月1日から施行することとしてございます。

以上、議案第12号 中泊町営住宅条例の一部改正についてご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第13号

○議長（長利 司君） 日程第13、議案第13号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第6号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

○財政課長（毛内康裕君） 議案第13号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,727万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億3,454万7,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、その主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。3、歳出。19ページを御覧願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第12目電算事務対策費、12節役務費から14節使用料及び賃借料まで、契約実績により合計410万2,000円を減額しております。

24ページを御覧願います。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、28節繰出金に、介護保険給付費の増などに伴い介護保険特別会計の繰出金、合計で440万3,000円を計上しております。

25ページを御覧願います。第6目障害者福祉費、20節扶助費に、自立支援医療給付費や障害者自立支援給付費など合計1,640万8,000円を計上いたしております。

26ページを御覧願います。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、28節繰出金で、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金の額の確定により、保険基盤安定から財政安定化支援事業まで合計579万6,000円を増額し、診療施設勘定繰出金に2,028万7,000円を計上しております。繰出金の合計額は2,608万3,000円となっております。

第2目予防費では、成人風疹対策経費として合計838万7,000円を減額しております。

29ページを御覧願います。第6款農林水産業費、第2項農業費、第7目農業経営基盤強化促進事業費、19節負担金、補助及び交付金において、合計6,558万4,000円を減額しております。

30ページを御覧願います。第4項農地費、第2目土地改良費、19節負担金、補助及び交付金に、国の補正予算に係る事業として、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業負担金1億2,768万円を計上しております。

33ページから34ページを御覧願います。第8款土木費、第5項住宅費、第2目住宅建設費、13節委託料から15節工事請負費まで、

契約実績に基づき合計7,750万7,000円を減額しております。

35ページを御覧願います。第10款教育費、第1項教育総務費、第3目学校建設費、13節委託料においても、契約実績に基づき合計1,462万7,000円を減額しております。

38ページを御覧願います。第12款公債費、第1項公債費、第1目元金及び第2目利子で、大沢内地区に建設予定であった統合消防署の繰上償還金及び補償金、合計3,392万5,000円を計上しております。

そのほか既定予算額の精査や事業費の確定などにより、所要の補正を行っております。

次に、歳入についての主なものをご説明いたします。10ページへお戻り願います。2、歳入。第1款町税、第1項町民税では、第1目個人及び第2目法人町民税で合計2,425万6,000円を計上し、第2項固定資産税では1,285万円を計上しております。

11ページを御覧願います。第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費補助金において、子ども・子育て支援事業費補助金など合計1,228万3,000円を減額しております。

12ページを御覧願います。第4目土木費補助金において、道路橋梁整備事業分及び公営住宅等整備事業分、社会資本整備総合交付金で合計1,172万6,000円計上しております。

13ページから14ページを御覧願います。第14款県支出金、第2項県補助金、第4目農林水産業費補助金、2節農業費補助金において、県農業経営基盤強化資金利子助成事業費補助金から機構集積協力金交付事業費補助金まで合計6,588万5,000円を減額しております。

15ページを御覧願います。第15款財産収入、第2項財産売却収入に、普通財産の売却代金588万4,000円計上しております。売却先は、津軽西北農業協同組合などでございます。

16ページを御覧願います。第20款町債、第1項町債、第3目農林水産業債、1節農業基盤整備事業債に、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業1億2,760万円を計上し、第4目土木債、4節公営住宅建設事業債において新公営住宅建設事業1億900万円を減額しております。その他、事業費の確定などに伴いそれぞれ減額し、町債

合計では6, 370万円を減額しております。

17ページを御覧願います。10月より自動車取得税交付金が環境性能割交付金へ名称変更となったことから、150万円計上し、21款に追加したものであります。

次に、繰越明許費、債務負担行為補正、地方債補正についてご説明いたします。

6ページを御覧願います。第2表、繰越明許費で、第8款土木費、第2項道路橋梁費、橋梁長寿命化事業について、年度内に支出が終わらないことから、翌年度に繰り越して使用するため設定するものであります。

第3表、債務負担行為補正。1、追加については、指定管理者制度による公の施設の管理運営業務及び令和2年度で予定する業務委託のうち本年度で契約の締結を要するものについて追加設定するものであります。7ページを御覧願います。2、変更では、すくすくしたまえ館管理運営業務について、消費税増税に伴い限度額を変更いたしております。

第4表、地方債補正。1、変更では、西北五環境整備事務組合ごみ処理施設基幹設備事業から文化財整備事業までの10事業において、事業費の確定等に伴い限度額をそれぞれ変更するものであります。2、廃止では、地域コミュニティバス運行事業において、特別交付税で措置されることになったため廃止するものです。

以上、令和元年度中泊町一般会計補正予算第6号についてご説明を申し上げます。何とぞよろしくお願いいいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番。

○6番（荒関富雄君） 29ページの農業経営基盤強化促進事業費、ほとんど使われていないような状況にあるのですけれども、それがどういう事情でこういう形になっているのか担当課に説明願います。

○議長（長利 司君） 農政課長。

○農政課長（竹谷 覚君） ただいまのご質問ですけれども、最初に機構集積協力金事業でございますが、これは農家の人がリタイアした場合、機構を通して貸し付けした場合に交付される交付金でございます。例年

4、5件の農家の人がリタイアしていたわけですが、令和元年度は1件しかリタイアする農家がございますでしたので、その分を減額させていただいております。

次に、農業次世代人材育成投資資金でございますが、これは新規就農者への交付金でございますが、3、4名の相談があったわけで、それに対応するために予算化しておりました。ただ実際最終的には1人分しか採択されませんでしたので、1人分の150万を除いて減額させていただいております。

次に、強い農業・担い手づくり総合支援事業でございますが、これは担い手等が農業機械等の導入の際の補助金でございますが、補助率10分の3、限度が300万円でございますが、要望が26件ほどあったわけなのですけれども、それを取りまとめて国のほうに上げると。ただ、全国規模でその採択されるかどうかの判断がされるわけですし、これはポイント制になってございます。令和元年度13ポイント以上の地区が採択されまして、当町から出された要望が11ポイントだったために全ての要望が通らなかった、そのため当初計画された予算がそのまま使用されないということでございます。

以上です。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 26件の問合せに、この強い農業・担い手づくり総合支援事業の部分なのですけれども、26件がエントリーして1件も採用にならなかったと。13ポイントなければならないのが当町は11ポイントだと。では、どうしてその予算措置などするときには、これ県の事業ですので、ある程度大きくもらってくるのはいいのですけれども、ほとんど対象にならないと、これはどこかに原因あるのではないですか。エントリーした人がみんな条件満たしていないような経営者ばかりなのか、だから対象にならないと。であれば、どこかに指導体制とか何かに問題ないのですか。そこら辺もう一度答弁願いたいと思います。

○議長（長利 司君） 農政課長。

○農政課長（竹谷 覚君） この事業は、農家個々からの要望を取りまとめて、地区ごとにポイントを整理するわけでございますが、農家の現在の取り組みでいる集積とか、それから農業所得の金額、それによって現在

のポイントが決まっています。それから、この事業を実施した後に
いて、どのような目標を立てるか、さらに集積を4町歩以上、集積を
広めた場合は何ポイントとか、そのような目標もポイントにされます。
それらの合計が個人のポイントになります。その個人が地区ごとに集
計されまして、その個人の平均ポイントに、さらに地区、町自体での
集積状況などが加味されて申請するポイントとなります。それで、そ
のポイントをもって全国の高いところから採択されていくわけござ
いますが、例年その採択のポイントが上がってございまして、当初こ
の申請をする際にも、前年度のポイント以上のものになるような申請
の取組を実施してございまして、全国的にさらに高いポイントで申請
しているという現状でございまして、残念ながら採択されなかった
ということでございます。ただ予算については、当初から予算を見て
おかないと、田植機など早く実施することができませんので、採択に
なるならならぬにかかわらず予算は計上させていただいております。

以上です。

○議長（長利 司君） 6番議員。

○6番（荒関富雄君） 細かく説明は頂いたのですけれども、私が聞いている
のはそういうことではないのです。では、26件がエントリーして、
13ポイント、ポイントをそこまで届くような、どういう計画を立て
れば届くんだよというような指導体制が私はなっていないからこうな
るのではないかと思うのです。この事業は、大分前にも私も利用した
ことがあるのですけれども、確かにこの補助事業には他町村もいろん
なところからそれはエントリーするでしょう。だから、そしてだんだ
んポイントが上がっていっているのであれば、この部分とこの部分は
きっちりやらないと申請しても無理なんだよという、まず事前の、申
請を受け付ける前にですね、もうちょっと農業指導があれば、この2
6件も、普通、だからこの事業見て、ああ、いいなと思うのです。思
って、では農政課に相談に行くと。相談に来たものを全部受けたのか、
それともこうやってこうやれば、この事業も取り入れないと今の事業
にはのれませんよというような指導をしたのか、そこら辺聞いている
のですよ。これは、26件も申込み受けて、全員駄目。どうするのだ
ですか。一人でもいいから取るような指導とかできなかつたのですか。
そうやっていくと、いろんな今度事業があったときに、ではエントリ

一しても駄目なのだというふうになってしまえば、非常に町にとっても損失だし、産業振興上も私は損失だと思うのです。そこら辺の農業指導ということ、もう一度きっちり考えてもらわないと、目まぐるしく変わっていく農政に個々についていけと云って、なかなか難しい部分があるのですよ。だから、そこはやっぱり担当課の私は指導だと思うのですけれども、指導強化をお願いします。

○議長（長利 司君） 農政課長。

○農政課長（竹谷 覚君） 私の説明が不足で大変申し訳ございません。これは、個人個人がエントリーして個人個人が採用になるというものでございまして、地区に10人いれば、それぞれ高いポイントの人、低いポイントの人が生じるわけでございます。以前であれば、それらを精査することなくそのまま平均ポイントでエントリーしてございました。ただ最近、年々ポイントが高いので、高い人だけでやれば採用、採択される場合ということが生じてきていますので、最低前年度のポイント以上になるものということで募集をかけてございます。それで、10人いればその平均ポイントということですので、1人がよければというわけでなく、全員が採択されるかされないか、地区によって採択されるかでございますので、1人が採択されるという性質のものでございませぬので、よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 6番。

○6番（荒関富雄君） せば1人が仮にポイントよくても通らないというお話でしたよね。だから総合支援なのか。そうすればですよ、そのポイントが1人して15ポイントもあって、その人は通るのだと。通るのであるけれども、9ポイントしかない人とか10ポイントしかない人がみんなごっちゃに申請したから、だから全員落ちたと、そういうことでもないのでしょうか。

○議長（長利 司君） 農政課長。

○農政課長（竹谷 覚君） 以前は、そのような体制で申請をしていましたけれども、令和元年度の申請の際にはそのようなことをしないで、最初から低い人は事業に辞退していただいて、ある程度去年採用されたポイント以上になる人だけを絞って申請してございます。今までは全員をエントリーしていたわけなのですけれども、ある程度ポイントの高い人だけを絞って申請しています。

- 議長（長利 司君） もう一回だけ、6番。
- 6番（荒関富雄君） せばこれは元年度の補正の予算ですので、では2年度からは違うということ、それとも元年度がそうやって、今説明したような内容で上げたけれども、通らなかったのか。どうも理解していないのですけれども。
- 議長（長利 司君） 濱館町長。
- 町長（濱館豊光君） この会議がありまして、会議に出ると、やはり各町村長からもうちょっとハードルを低くして採択、よげされるようにしてくれという要望を出すのですけれども、向こう側に見れば採択されたかったら点数上げると。その点数が分かっているといいのですよ、こんきで上がると分かっているいいのですけれども、出てそろってみないとどこが合格ラインなのか分からないのです。議員おっしゃるとおり、事前に我々がこの点数であれば合格するということを明確に分かっていて集められればいいのですけれども、そのつもりで出してやっても落ちる場合があるのです。なぜかといえば、よその人たちがもっと上をいっているならば、これは大学受験とかの指導と全く同じだと思うのですけれども、100%完璧に通ることがなくてですね、努力はしているのですけれども、結果として合格しなかった。集めて合格できるように例えば集積率だとか収入だとか、ある程度見込んでやるのですけれども、なかなか合格できないということでございます。
- 議長（長利 司君） 11番、野上議員。
- 11番（野上憲幸君） 今の中身にちょっと関連するような中身になるのですけれども、やっぱり個人経営体の場合はなかなかそこまで行き着かないと、これは当然そうです。ただそれをやっぱり町は、いわゆる集落営農を進める、あとはいわゆる経営体を大規模化させると、そういうやっぱりしっかりした基本的なものを説明して、それにのっかなければなかなか事業採択はなりませんよとか、そういうやっぱりガイドラインをしっかりした形で情報を持って説明する、それがなければ何をやっても木阿弥です、これは。ほかの団体よりも先に情報を取る、そのためにはいろいろな中身で当然外に出て営業を兼ねながら情報を取り付けることもあります、やっぱり。そういう中身では、目いっぱいほかに出て行って、町外に出ていった中身でいろんな方々と情報を聴取しながら基本的なものをつくるということが一番なのです。それ

がなければずっと後れるのです、やっぱり。町長も目いっぱいほかに出ています。ただ、担当課の人たちもそういう大きい視野で世の中見てもらわなければ、我々やっぱり農業ビジョンをなかなか組めませんよ、この調子でいけば。そういうことを町長どういう具合にしてこれからいわゆる選考、対策するのかですよ。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今議会の前に、農地プランというか、農業プランを皆様にご説明をさせていただいているわけでありまして。要するに耕作地の大規模化、その大規模化した耕作地にどういうふうなメンバーが入ってきて、どういうふうに営農計画を立てて取り組んでいくのかというプランなわけでございますけれども、ここをしっかりと農業者の皆さんにもご理解を頂き、これから町と農業者の皆さんが一体となって、今野上議員からお話のあったような、ちゃんと資金を使っていけるような計画を立てて取り組んでいく、そのためには役場職員が外に出て情報収集をして、こんきやれば合格するということをちゃんと見込みを立ててやっていけるように今後取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（長利 司君） 8番、川山議員。

○8番（川山光則君） すみません、1つだけ。32ページの2項の工事請負費のところの、ここは多分お金かからなくて残ったお金だと思うのだけれども、それは別にいいのですけれども、課長ひとつお願いします。小泊の元役場庁舎あったところ、むっだと穴掘れて、さりとてあれ全部やるだけ予算いっしょつかねべし、あそこちょっとずつでも舗装してもらわねば、今ごみの資源ごみあそこに持っていつているところで、必ず歩かねばまいねわけさ。んだところで、あれただ砂利敷いても、むっだと掘れてまるわけ。わ、今度資源ごみに協力しにしょっちゅう行っているところで、どろどろになって帰ってこねばならないわけよ。ぜひ僅かずつでもいいはんで、碎石入れておくというやり方でなくて、ここ200万でも300万出てきたら、何も残さなくてもいいはんで、ちゃんと使って、僅かずつでもいいはんでやっていただけるように課長にお願いしておきます。よろしく。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第14号

○議長（長利 司君） 日程第14、議案第14号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中町民課長。

○町民課長（山中哲哉君） 議案第14号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,454万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,063万4,000円とし、診療施設勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ377万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,466万9,000円とするものであります。

補正する歳入歳出予算について、歳入歳出補正予算事項別明細書により事業勘定の歳出からご説明いたします。

11ページを御覧願います。3、歳出。第2款保険給付費、第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金において169万6,000円を減額しております。出生数が15人から11人に減少すると見込まれることから減額しております。

第3款国民健康保険事業費納付金、第1項医療給付費分、第1目一般被保険者医療給付費分において151万5,000円を追加計上しております。

第6款保健事業、第2項特定健康診査等事業費において、歳入の関連に伴い、財源の内部補正を行っております。

第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第5目保険給付費等交付金償還金において、前年度調整交付金の確定に伴い36万5,000円を追加計上しております。

第2項繰出金、第1目直営診療施設勘定繰出金において、1,436万3,000円を追加計上しております。小泊診療所の運営費として県から交付される特別調整交付金を診療施設勘定に繰り出しするものであります。

次に、歳入であります。9ページにお戻り願います。2、歳入。第4款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金に701万円を追加計上しております。特別調整交付金として、小泊診療所への僻地直営診療施設交付金が確定したことによるものであります。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金において、1節保険基盤安定繰入金軽減分から5節財政安定化支援事業繰入金までそれぞれの額が確定したことにより、合計で579万6,000円を追加計上しております。

第8款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第1目延滞金において177万5,000円を計上しております。

10ページを御覧願います。第3項雑入、第1目一般被保険者第三者納付金、第8目雑入において、合計3万4,000円を減額しております。

以上で事業勘定の説明を終わります。

続いて、診療施設勘定について、歳出からご説明いたします。

17ページを御覧願います。3、歳出。第2款医業費、第1項医科用医業費、第1目機械器具費、14節使用料及び賃借料、在宅酸素治療法の器具借上料で30万円を減額、18節備品購入費に医療用書類作成ソフト購入として6万4,000円を追加計上しております。

第2目医薬材料費、11節需用費に医薬材料費の在庫等を精査の上、210万を減額しております。

第2項医科用医業費、第1目機械器具費、11節需用費に修繕料4万2,000円を追加計上し、18節備品購入費に歯科診療台購入の入札減に伴い108万1,000円を減額しております。

第2目医薬材料費、12節役務費に歯科技工士の手数料40万円を減額しております。

次に、歳入であります。恐れ入りますが、14ページにお戻り願います。

2、歳入。第1款診療収入、第1項医科外来収入において、第1目国民健康保険診療報酬収入から第6目労災、その他診療報酬収入まで精査の上、合計で3,150万9,000円を減額しております。

第2項歯科外来収入においても、第1目国民健康保険診療報酬収入から、15ページを御覧願います。6目労災、その他診療報酬収入まで精査の上、合計で564万1,000円を減額しております。

第3款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目事業勘定繰入金において1,436万3,000円を計上しており、事業勘定に交付された小泊診療所への僻地直営診療施設交付金を繰入れするものであります。

16ページを御覧願います。第4款諸収入、第1項雑入、第1目雑入において109万1,000円を減額、第2項受託事業収入、第1目特定健診等受託収入で36万3,000円を追加計上しております。

第6款町債、第1項町債、1節診療施設設備事業債において、事業の確定に伴い40万円を減額しております。

恐れ入りますが、6ページにお戻り願います。第2表、債務負担行為補正は、令和元年度から令和6年度までの医療用レセプトコンピューターリース料更新分について限度額を変更するものであります。

第3表、地方債補正は、医療機器設備整備事業について、事業費の確定に伴い限度額をそれぞれ変更するものであります。

以上で議案第14号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第15号

○議長（長利 司君） 日程第15、議案第15号 令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 議案第15号 令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,982万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、その主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。8ページを御覧ください。

3、歳出。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金に介護療養型医療施設利用者の増により、介護サービス給付費2,922万4,000円を、グループホーム利用者等の増により、地域密着型介護サービス給付費2,129万8,000円を追加計上いたしております。

9ページを御覧ください。第3款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第1目介護予防・生活支援サービス事業費、19節負担金、補助及び交付金に通所型サービス支給費398万5,000円を計上いたしております。

11ページを御覧ください。第4款基金積立金、第1項基金積立金では、介護給付費準備基金積立金819万7,000円を減額いたしております。

次に、歳入についての主なものをご説明いたします。5ページを御覧ください。2、歳入。第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料で、今年度の賦課状況等を踏まえ、555万2,000円を減額いたしております。

その他、歳出との関連において、第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目調整交付金に1,160万8,000円を計上し、6ページを御覧ください。第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金に851万1,000円を計上し、7ページを御覧ください。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金から第5目低所得者保険料軽減繰入金まで、合計440万3,000円を計上し、第2項基金繰入金に財源調整のため介護給付費準備基金繰入金2,019万5,000円を計上いたしております。

以上、令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げました。何とぞよろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番議員。

○6番（荒関富雄君） 歳入の部分で、現年度分の……ページ数5ページです。現年度分の普通徴収保険料、これはマイナス1,000万ぐらい見ているのですけれども、その理由をもうちょっと詳しく説明願えれば。

○議長（長利 司君） 福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） こちらについて、荒関議員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、当初予算で計上した分が若干過大な部分もございまして、所得階層等の変更により実績等を踏まえまして、実績見込みを踏まえまして、減額したものでございます。

○議長（長利 司君） 6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 歳入をちょっと多く見た、当初で。現実に合わせてこうなると、それならいいのですけれども、これがまた取りっぱぐれなら大変だなと思って質問いたしました。

○議長（長利 司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第16号

○議長（長利 司君） 日程第16、議案第16号 令和元年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

阿部上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 明君） 議案第16号 令和元年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ3,971万9,000円とするものです。

歳入歳出予算補正について、事項別明細書でご説明しますので、5ページを御覧願います。

最初に、歳出についてご説明いたします。3、歳出。第1款事業費、第1項施設管理費、第1目施設管理費、13節委託料に、処理施設管理業務委託料を30万円減額しております。

次に、歳入についてご説明いたします。2、歳入。第2款繰入金、第1項繰入金、第1目繰入金に、一般会計繰入金93万円を減額し、第3款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に63万円を計上しております。

次に、第2表、債務負担行為補正についてであります。3ページにお戻り願います。令和2年度で予定する業務委託のうち、本年度で契約の締結を要するものについて追加設定するものです。その内容は、

中泊町豊岡地区農業集落排水処理施設維持管理業務委託で、期間は令和2年度、限度額は404万3,000円です。

以上、令和元年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。何とぞよろしく申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第17号

○議長（長利 司君） 日程第17、議案第17号 令和元年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 明君） 議案第17号 令和元年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ40万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ2,624万1,000円とするものです。

歳入歳出予算補正について、事項別明細書でご説明しますので、5ページを御覧願います。

最初に、歳出についてご説明いたします。3、歳出。第1款事業費、第1項施設管理費、第1目施設管理費、13節委託料に、処理施設管理業務委託料40万7,000円を減額しております。

次に、歳入についてご説明いたします。2、歳入。第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目漁業集落排水事業費補助金に、農山漁村地域整備交付金を9万5,000円増額し、第3款繰入金、第1項繰入金、第1目繰入金に、一般会計繰入金79万2,000円を減額し、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に29万円を追加計上しております。

次に、第2表、債務負担行為補正についてであります。3ページにお戻り願います。令和2年度で予定する業務委託のうち、本年度で契約の締結を要するものについて追加設定するものです。その内容は、下前地区漁業集落排水処理施設維持管理業務委託で、期間は令和2年度、限度額は257万9,000円です。

以上、令和元年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。何とぞよろしく申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第18号

○議長（長利 司君） 日程第18、議案第18号 令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（山中哲哉君） 議案第18号 令和元年度中泊町後期高齢者医療

特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ228万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,491万8,000円とするものであります。

補正する歳入歳出予算の主なものを歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。

7ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、13節委託料で、後期高齢者健診委託料の確定により16万1,000円を追加しております。

第2款後期高齢者医療連合納付金、第1項後期高齢者医療連合納付金、第1目後期高齢者医療連合納付金、19節負担金、補助及び交付金に、事務費分37万5,000円、療養給付費分103万7,000円、保険基盤安定分88万2,000円をそれぞれ減額しております。県広域連合より示された確定見込額によるものです。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページを御覧願います。2、歳入。第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金において、1節事務費繰入から3節療養給付費繰入まで、歳出の関連により、合計221万6,000円を減額しております。

第5款諸収入、第1項雑入、第1目雑入において、保険料還付金は精査の上、17万9,000円を減額し、後期高齢者健診受託収入は事業の確定により11万3,000円を追加しております。

以上で議案第18号 令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。午後は1時10分から、休憩。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時10分

○議長(長利 司君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第19 議案第19号

○議長(長利 司君) 日程第19、議案第19号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定についてを議題にします。

これは、川山議員に関する案件でありますので、地方自治法第117条の規定により、川山議員の退席を求めます。

(8番 川山光則君退席)

○議長(長利 司君) 本案について担当課長に説明を求めます。

成田総務課長。

○総務課長(成田勝輝君) 議案第19号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

今回の指定管理者の募集方法につきましては、中泊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により、公募による募集をしたところでございます。

公募のあった指定管理者の選定については、関係課長等15名で構成します中泊町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査をしまして、その結果を町長に報告し、指定管理者として選定したものでございます。

今回議案提出いたしました案件につきましては、1団体の応募であり、また従来からの管理団体でありましたので、これまでの管理実績に鑑みまして、この団体を適当であると認めたところでございます。

恐れ入りますが、16ページ御覧いただきたいと思います。議案第

19号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定について。指定管理者となる団体の名称は、小泊観光協会であります。指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

川山議員の入場を許可します。

（8番 川山光則君入場）

◎日程第20 議案第20号

○議長（長利 司君） 日程第20、議案第20号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定についてを議題にします。

これは、成田議員に関係する案件になりますので、地方自治法第117条の規定により成田議員の退席を求めます。

（3番 成田直人君退席）

○議長（長利 司君） 本案について担当課長に説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（成田勝輝君） 議案第20号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

今回の指定管理者の募集方法につきましては、中泊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により、公募により募集をし

たところでございます。

公募のあった指定管理者の選定については、関係課長等15名で構成します中泊町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査をいたしまして、その結果を町長に報告し、指定管理者として選定したものであります。

今回議案提出いたしました案件につきましては、1団体の応募であり、従来からの管理団体でありましたので、これまでの管理実績に鑑みまして、この団体を適当であると認めたところでございます。

提出議案一覧17ページを御覧いただきます。議案第20号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定について。指定管理者となる団体の名称は、小泊漁業協同組合であります。指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

成田議員の入場を許可します。

（3番 成田直人君入場）

◎日程第21 議案第21号ないし日程第23 議案第23号

○議長（長利 司君） 日程第21 議案第21号 中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者の指定についてから日程第23、議案第23

号 中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について、以上3議案を一括議題とし、説明、質疑を行い、討論、採決については1議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

本件について担当課長に説明を求めます。

成田総務課長。

○総務課長(成田勝輝君) 議案第21号 中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について、議案第22号 中泊町すくすくこども館に係る指定管理者の指定について、議案第23号 中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定についてを一括してご説明申し上げます。

今回の指定管理者の募集方法につきましては、中泊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により、公募による募集をしたところでございます。

公募のあった指定管理者の選定につきましては、関係課長等15名で構成します中泊町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査をしまして、その結果を町長に報告し、指定管理者として選定したものであります。

今回議案提出いたしました案件全てにつきまして、1団体の応募であり、従来からの管理団体でありましたので、これまでの管理実績に鑑みまして、適当であると認めたところでございます。

18ページを御覧願います。議案第21号 中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について。指定管理者となる団体の名称は、株式会社小泊うみどり一む振興社であります。指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間であります。

恐れ入ります。19ページを御覧願います。議案第22号 中泊町すくすくこども館に係る指定管理者の指定について。指定管理者となる団体の名称は、株式会社小泊うみどり一む振興社であります。指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間あります。

20ページを御覧願います。議案第23号 中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について。指定管理者となる団体の

名称は、社会福祉法人中泊町社会福祉協議会であります。指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第21号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（長利 司君） お諮りします。

本日、町長から議案第30号が提出され、お手元に配付しております。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎町長追加提案理由の説明

○議長（長利 司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 追加提案をさせていただきます議案についてご説明申し上げます。

議案第30号は、中泊町折腰内交流施設に係る指定管理者の指定についてであります。

令和2年3月31日をもって指定期間満了となる当施設について、4月1日からの指定管理者を指定するものであります。

慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎追加日程第1 議案第30号

○議長（長利 司君） 追加日程第1、議案第30号 中泊町折腰内交流施設に係る指定管理者の指定についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

成田総務課長。

○総務課長（成田勝輝君） 議案第30号 中泊町折腰内交流施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

中泊町折腰内交流施設に係る指定管理者の指定については、先ほど

の議案第19号から議案第23号までの指定管理者の指定と同じ手続をして、指定管理者として選定し、決定通知したところでございますけれども、2月26日に決定辞退の申出があったことから、中泊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により、2月27日から3月3日までの期間で公募による再募集をしたところでございます。

公募のあった指定管理者の選定については、関係課長等15名で構成します中泊町公の施設に係る指定管理者選定委員会を3月6日に開催し、審査をいたしまして、その結果を町長に報告し、指定管理者として選定したものでございます。

今回追加で議案提出いたしました案件につきまして、1団体の応募であり、新たな管理団体でありますヤマカ商店においては、町の農産物や海産物を広く販売、紹介しており、特にメバル商品開発の実践や販路拡大に精力的に取り組み、地域の地場産業の振興に寄与しており、提出された管理運営計画等を審査したところ、適当であると認めるところでございます。

追加議案1ページを御覧願います。議案第30号 中泊町折腰内交流施設に係る指定管理者の指定について。指定管理者となる団体の名称は、ヤマカ商店であります。指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、秋元議員。

○4番（秋元 隆君） ヤマカ商店の住所とか、加藤さんというのはちょっとなじみないのですけれども、どこの方なのかちょっと知りたいのですけれども。

○議長（長利 司君） 水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（越野進一君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

ヤマカ商店の代表、加藤拓美さんは、現有限会社卓立水産の専務でございます。前の卓立水産が辞退して、当初方針が二転三転していたところ、今回切り離して任意団体という形でやりたいということで申

出があった次第です。

以上です。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第24号ないし日程第26 議案第
26号

○議長（長利 司君） 日程第24 議案第24号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第26、議案第26号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上3議案を一括議題として、説明、質疑を行い、討論、採決については1議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） それでは、議案第24号から議案第26号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

現委員の任期満了に伴いまして、後任委員3名を選任するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第24号は、委員に阿部二郎氏を選任するものであります。阿部氏は、現委員として活躍されており、適任であると存じますので、再任するに当たり、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第25号は、委員に佐藤恭一氏を選任するものであります。佐藤氏は、現委員として活躍されており、適任であると存じますので、再任するに当たり、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議案第26号は、委員に佐藤るり子氏を選任するものであります。佐藤氏は、旧中里町出身で、首都圏で学校関係の仕事に従事され、現在中泊町にUターンされております。人望も厚く、温厚な人柄は委員として適任であると存じますので、選任するに当たりご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。議案第24号の討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は同意することに決定しました。

議案第25号の討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は同意することに決定しました。

議案第26号の討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は同意することに決定しました。

◎日程第27 議案第27号

○議長（長利 司君） 日程第27、議案第27号 中泊町教育委員会教育長の任命についてを議題にします。

これは、教育長に関する案件でありますので、米塚教育長には退席をお願いします。

（教育長 米塚鈴子君退席）

○議長（長利 司君） 本案について町長に説明を求めます。

町長。

○町長（濱館豊光君） 議案第27号 中泊町教育委員会教育長の任命についてご説明申し上げます。

米塚鈴子氏につきましては、議員の皆様ご存じのとおり、平成29年6月より教育長を務めていただき、その間、こども小・中学校建設への道筋を立てていただき、ようやく来年度着工へ向かうことになってございます。今後は、開校へ向けた各種協議事項も山積しており、重要な役割を果たしていただくべく再度任命させていただきたいと考えております。また、教育長就任以前は、小泊小学校長も務められ、教育行政に非常に精通しており、教育長として適任であると存じますので、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 27 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号は同意することに決定しました。

米塚教育長の入場を許可します。

(教育長 米塚鈴子君入場)

◎日程第 28 議案第 28 号

○議長(長利 司君) 日程第 28、議案第 28 号 中泊町教育委員会委員の任命についてを議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長(濱館豊光君) 議案第 28 号 中泊町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現委員、成田金春氏に再度委員就任の依頼をしておりましたが、本人より任期をもって退任したい旨の申出がありましたことから、小泊地域から人選をし、後任の委員に新たに角田龍二氏を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(長利 司君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 28 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号は同意することに決定しました。

◎日程第 29 議案第 29 号

○議長（長利 司君） 日程第 29、議案第 29 号 中泊町新町建設計画の変更についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

担当課長。

○総合戦略課長（葛西成芳君） 議案第 29 号 中泊町新町建設計画の変更についてご説明申し上げます。

提出議案つづり 26 ページを御覧願います。本計画は、平成 16 年に中里町・小泊村合併協議会で基本方針を策定し、当初の計画期間は平成 17 年度から平成 26 年度の 10 年間の計画であり、合併市町村への財政支援措置が 5 年間延長されたことにより、令和元年度までの計画期間となっておりました。今回の変更は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、計画期間がさらに 5 年間延長され、令和 6 年度までになることから、計画の期間延長を基本とした変更を行うものであります。

主な変更箇所については、新町建設計画新旧対照表によりご説明申し上げます。恐れ入りますが、新旧対照表の 27 ページを御覧願います。(3)、計画期間では、改正前の合併後 15 年間、平成 17 年度から平成 31 年度までを、合併後 20 年間、平成 17 年度から令和 6 年度までに改めるものです。下段の(1)、人口では、改正前が国勢調査を基に、目標年の平成 31 年の推計人口 9,968 人としておりましたが、改正後は中泊町人口ビジョンの町独自推計により、令和 7 年には 9,430 人としております。これを基に、次の 28 ページでは、新町将来人口の見通しを令和 7 年までと改めるものです。

29 ページを御覧願います。世帯人数及び世帯数の見直しを令和 7 年まで改めるものです。

30 ページと 31 ページでは、就業構造の見通しということで、第 1 次産業から第 3 次産業までを令和 7 年までの推計に改めるものです。

32 ページを御覧願います。(1)、学校教育の充実では、主要事業の表中の下段に、地域の拠点となる防災機能を備え、小中一貫校の整

備を追加しております。その下の（３）の①、地域文化の継承の推進では、文化の文言を追加し、その下の表で地域文化の継承の推進に、歴史文化遺産の適切な保存、整備、観光資源としての活用を追加しております。

３３ページを御覧願います。ここでは、消防関係の広域化、統廃合について追加しております。

３４ページを御覧願います。ここでは、ＰＣＢ廃棄物等の処理関係について追加し、その下の新町における青森県の役割では、県からの助言で小泊地区広域漁港を漁港施設整備事業に改めるものです。

３５ページを御覧願います。ここでは、（１）の基本的考え方で、新町の財政計画を平成１７年度から令和６年度までの２０年間に改め、（２）の推計条件を改めるものです。

次の３６ページ、３７ページにつきましては、財政計画の歳入歳出を令和６年度までの２０年間に改めるものです。

以上、議案第２９号 中泊町新町建設計画の変更についてご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

６番、荒関議員。

○６番（荒関富雄君） ３３ページなのですけれども、ハザードマップの作成と災害の危険箇所の点検とか書いてあるのですけれども、ハザードマップの見直し等も行っておるし、これからため池の問題でもどの程度のものを、ただ前に発行したような一枚物なのか、この危険箇所はハザードマップで示すことは大事なのですけれども、実際にどこに避難したらいいのかというのはやっぱり実体験で訓練していかないと、なかなか紙だけではあれですので、そこら辺を作成する段階においては、きっちりハザードマップそのものもそうなのですけれども、いわゆるどこが危険なのだよというのを、どういう避難路の確保とか、そういうものの徹底の仕方をちゃんとやってもらいたいなというふうに感じますので、今までみたいなただ予算がつきました、ハザードマップ作らなければいけません、はい、作りただけでは何も意味がないと思いますので、そこら辺どのように考えているかちょっとお伺いいたします。

○議長（長利 司君） 成田総務課長。

○総務課長（成田勝輝君） ハザードマップの作成の仕方といいますか、今回令和2年度の当初予算にハザードマップ計上してはいますが、これにつきましては国の水防法の改正と、それから県のほうの岩木川の昨年の大災害含めて、県のほうでも金木川とか十川を見直した水防マップ、防災マップ、ハザードマップを作成するというふうなことに鑑みまして、町のほうでもそれに合わせてハザードマップの見直しをすることによって県の補助金2分の1もらえるというふうなことで、今回中泊町もハザードマップを更新するわけなのですけれども、今考えているのは県の見直しのハザードマップを基に中泊町が岩木川が氾濫した場合、どこにどう避難しなければいけないとかのマップを作成するというふうな中身になってございます。

一枚物かどうかというふうなことでしたけれども、一応今想定しているのは一枚物で作成して毎戸に配布する予定にしてございます。

それから、避難場所も定めて避難訓練もしたらどうかというふうなことでもございますけれども、令和元年度におかれましては芦野地区を対象にした、岩木川を想定した訓練を行ってございますけれども、令和2年度におかれましては小泊、まだ概要は決まっていませんけれども、今のところ小泊の津波を想定した訓練と、それから職員におかれましては頭上訓練、いわゆる災害が起きたときに想定する訓練といいますか、卓上で訓練しながら初動の動きを常に頭に入れておく、そういう訓練も一応考えてございます。そういうふうなことで、頭上訓練におかれましては職員も県の全国のアカデミーで研修を受けて訓練してきていますし、また防災士も中泊町におりますので、その方々の協力を得ながら頭上で今年令和2年度は訓練していきたいというふうな今のところは考えてございます。

以上です。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 中里地区においては、岩木川の氾濫、岩木川は今強靱化事業で河口のほうを大分補強しながらやっていますけれども、岩木川の氾濫起きたのいつ頃だか分かりますか。多分昭和36、7年に岩木川が堤防より水が決壊して、若宮地区が水浸しになったのが一番大きな水害だと思っております、私は。今このハザードマップの見直

しについては、新しく今度津軽令和大橋ですか、この道路が開通すれば、これを武田地区の避難路には当然組み入れていくのですよね。今まで出されておったハザードマップを見ますと、何か避難路が貧弱であったような気がするのです。そういうのを県で出した資料に基づき、また町でもよく精査しながらハザードマップを作らないと、ただいわゆる予算がつかしました、ハザードマップ作らなければいけません、はい、作りました、配布しましたではない形で防災に対しては取り組んでいただきたいというのが私の考えなのです。今まではどちらかといえばそういう形で、何か防災に対して私たち自身もあまり大きな災害が過ぎればすぐ忘れてしまいますので、小泊地区は津波の想定で、今回は前に出したハザードマップで、それで今回議論しましたグラウンドの部分抜けて、それであれで終わりなのですか。小泊地区のあれは、今回の改正には入っていないのですか。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今、議員のほうから新町建設計画の部分に関連して様々ご質問を頂戴したと思っております。この新町建設計画は、合併特例債を使う、その余韻を残しておくために見ているのですけれども、今の実際のハザードマップ云々につきましては、ため池のいわゆる崩壊によるハザードマップ、それから県の県管理の河川の見直し、ハザードマップの見直しによってやらなければいけないハザードマップ、それと津波と小泊川については、まだ県のほうでも変更していないので、従来のハザードマップでいきながら、避難場所について、避難しなければいけない区域についてはこの前学校の建設に伴って土地の形状が変わるので変えるということでございます。

今、議員のほうからお話しのあった紙、いわゆるマップを作って、実際にそれが実災害のときに役に立つのかという部分につきましては、昨年から本格的にN研でも検討会やりましたし、昨年町民文化祭のときに防災フォーラムという形でもやらせていただきましたし、芦野地区で実際に岩木川が氾濫したという想定でもって避難する訓練もやらせていただきました。これらのことを一つ一つやりながら、最終的に大規模な災害が起きた場合に町民がどのように行動し、どこに逃げればいいのか、何で逃げればいいのか、どうすれば多くの命が救われるのか、そこを考えながら計画もつくっていききたいなと思っております。

ます。決して一つ一つの単発で物を考えているわけではないということをご理解をいただければと思います。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 29 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 30 発議第 1 号

○議長（長利 司君） 日程第 30 発議第 1 号 中泊町議会広報発行に関する規程の制定についてを議題にします。

お諮りします。本案については議会内で協議を願った件でありますので、説明、質疑及び討論を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については説明、質疑、討論を省略することに決定しました。

発議第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 31 発議第 2 号

○議長（長利 司君） 日程第31、発議第2号 議員派遣についてを議題に
します。

本案については、議員の限られた会期中の活動に加え、調査や研修
等、また国や県等に対しての要請活動など議会において必要があると
認めるときは議員の派遣ができるよう提案するものであります。

お諮りします。本案については、説明、質疑及び討論を省略したい
と思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については説明、質疑、討論を省略することに決
定しました。

発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第32 次期議会の会期日程及び議会運営に関する 事項について

○議長（長利 司君） 日程第32、次期議会の会期日程及び議会運営に関す
る事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項につ
いては、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思
います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項につ
いては、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決
定しました。

◎閉会の宣告

○議長（長利 司君） 今定例会に上程されました全議案について長時間にわ

たり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和2年第1回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 1時55分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

議 長 長 利 司

署名議員 今 博子

署名議員 成田直人